

国土交通省 環境行動計画の点検

「環境行動計画」について	… 2 P
「環境行動計画」点検について	… 3 P
評価の結果概要について	… 5 P
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	… 7 P
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	… 3 4 P
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	… 4 4 P
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	… 5 0 P
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	… 7 3 P
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進	… 7 9 P
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	… 8 9 P
地球温暖化対策計画に盛り込んでいる国土交通省関係の施策	… 1 0 0 P

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮	(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展	(例：環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
	(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む	(例：IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
	(3) 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開	(例：流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
	(4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進	(例：環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
	(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する	(例：長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」：各分野の施策と指標値の例

分野Ⅰ 低炭素社会

分野Ⅱ 自然共生社会

分野Ⅲ 循環型社会

柱1.
地球温暖化対策・緩和策の推進

- 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
指標：新車販売に占める次世代自動車の割合
(平成24年度 19.7% ⇒ 平成32年度 50%)
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
指標：新築建築物（床面積2000㎡以上）における省エネ基準適合率（平成25年度93% ⇒ 平成32年度100%）

柱2.
社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 下水道バイオマス等の利用の推進 他
指標：下水污泥エネルギー化率
(平成25年度約15% ⇒ 平成32年度約30%)

柱3.
地球温暖化対策・適応策の推進

- 適応計画の推進及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進 他




◆省エネ性能向上のための措置例



電気バス 超小型モビリティ CNGトラック


柱4.
自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 下水道整備による水環境改善
指標：汚水処理人口普及率
(平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%)
- 水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 他
指標：都市域における水と緑の公的空間確保量
(平成24年度12.8人/㎡ ⇒ 平成32年度14.1人/㎡)



柱5.
循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 建設リサイクルの推進
指標：建設副産物再資源化・縮減率
(建設廃棄物全体)
(平成20年度93.7% ⇒ 平成30年度96%以上)
- 下水道資源の有効利用の推進 他
指標：下水污泥リサイクル率
(平成26年度約63% ⇒ 平成37年度約85%)



◆固形燃料化炉（広島市西部水資源再生センター）

分野Ⅳ 分野横断的な取組

柱6.
買い環境行動の選択を促す施策の推進

- 河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大 他

柱7.
技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進 他

環境政策における国土交通省の長期的な役割

パリ協定を踏まえ、長期的な観点からの温室効果ガスの大幅削減・脱炭素化に向けて特に重要な取組として以下を例示

- 社会・生活の基盤の低炭素化に向けた個別の取組
 - (1) 都市の低炭素化に資するコンパクト+ネットワークの推進、(2) 自動車における取組、(3) 住宅・建築物における取組
- 様々な分野において実施すべき取組や長期的な取組の持続性を高めるための取組
 - (4) 各主体の環境に配慮した行動を促す取組、(5) リサイクル全体を通じた排出量の削減、(6) ポリミックスの推進によるより一層の環境・経済・社会の統合的向上

1. 点検の概要

環境行動計画の点検については、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告することとなっている。

指標値を設定した施策については、指標に基づいた定量的な評価を行い、指標値を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

2. 点検の対象

環境行動計画の第三章別表に示された施策の平成28年度（2016年度）の実績、及び平成29年度（2017年度）における取組

※なお、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）盛り込んだ国土交通省関係の施策については、本環境行動計画に反映されているため、本点検の中で点検を行うこととする。

3. 評価方法

今回は、3月19日に地球温暖化対策推進本部が開催され、地球温暖化対策計画の2016年度の進捗が行われたため、環境行動計画の評価方法は、この地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で行う。

温暖化対策計画の評価方法

●各対策・施策の対策評価指標について、2016年度の実績と、計画に示された2016年度の見込み値を比較し、実績が見込みに比べてどのような状態かを4段階で評価する。

指標	意味
A	見込みを上回っている
B	見込みどおり
C	見込みを下回っている
D	その他（データ未集計等）

●見込み値がない（示せない）場合は、2030年度までどのように対策評価指標等が推移する見通しか、その道筋と比較して2016年の実績はどのような状態かという観点から評価を定性的に記述する

今回の環境行動計画の進捗点検は、この温暖化対策計画の評価方法で実施

評価の結果概要

	A・B (着実に進捗している)		C (想定よりも進捗しなかった)		D (現段階では評価になじまないもの等)		前回合計 (H27年度施策)	今回合計 (H28年度施策)
	前回	今回	前回	今回	前回	今回		
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	25	34	7	19	6	11	38	64
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	10	12	1	1	0	0	11	13
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	9	9	0	0	4	4	13	13
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	39	37	1	2	1	2	41	41
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	7	11	1	0	1	2	7	13
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進	15	16	0	0	1	0	16	16
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	16	13	0	1	0	0	16	14
合計	121	132	10	23	13	19	144	174

* 合計数の前回からの増減については、今回、対策評価指標ごとに評価を行ったことにより増加、また平成27年度までで終了している施策があり、減少している事による。

柱ごとの総括

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

交通流対策等の推進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの吸収源対策の推進などが進んだ。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

海洋再生可能エネルギー利活用の推進、小水力発電等の推進、インフラ空間を活用した太陽光発電の推進、気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援、水素社会実現に向けた貢献の推進などが進んだ。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進が進んだ。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

海の再生・保全、水と緑による生態系ネットワーク形成の推進、ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化など進んだ。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

建設リサイクルの推進、リサイクルポート施策の推進、海面処分場の計画的な整備の推進、環境及び安全に配慮したシップ・リサイクルの推進などが進んだ。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換、環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進、気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進、政府実行計画に基づく環境対策の推進が進んだ。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進、気象情報による環境貢献の高度化、地球地図の整備による環境貢献などが進んだ。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 項目1-1 低炭素都市づくりの推進
- 項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
- 項目1-3 交通流対策等の推進
- 項目1-4 公共交通機関の利用促進
- 項目1-5 物流の効率化等の推進
- 項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 項目1-9 建設機械の環境対策の推進
- 項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

低炭素まちづくりの推進

1. 平成28年度の実績

「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、1都市で計画が策定された。

2. 平成29年度の取組

「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、平成29年度末時点で24都市が低炭素まちづくり計画を策定しており、そのうち1都市が当該年度に策定した。

3. 評価

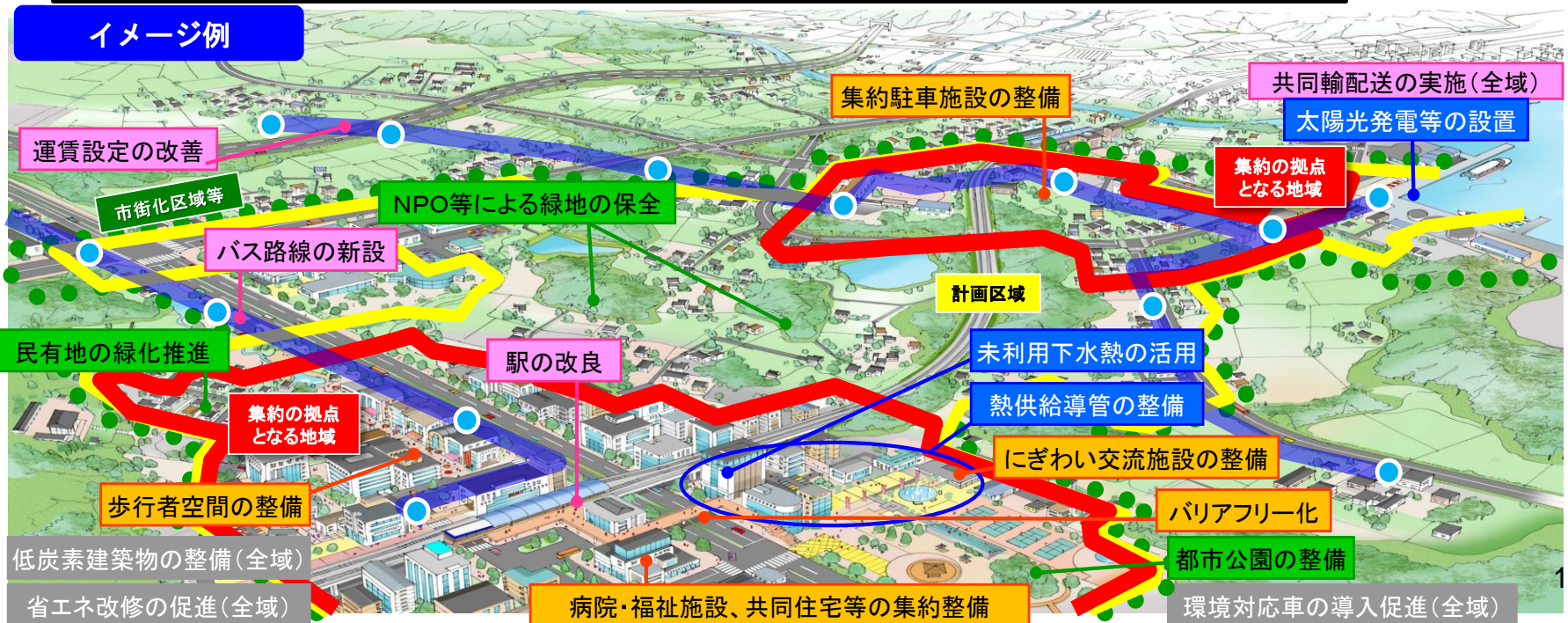
「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されてから概ね5年が経過し、これまで「低炭素まちづくり計画」を策定した都市を対象に、施策の効果等を確認する必要があることから、現段階では評価できない。

なお、平成30年を目処に評価を行う予定である。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も低炭素まちづくり計画に基づく取組に対して、法律上の特例措置や各種支援措置等を通じ市町村における低炭素まちづくりを推進していく。

凡例	: 計画区域	: 集約の拠点となる地域	: 市街化区域等	: 公共交通軸となるバス路線	: バス停
	: 都市機能の集約化	: 公共交通機関の利用促進	: エネルギーの面的管理・利用促進	: 緑地の保全・緑化の推進	



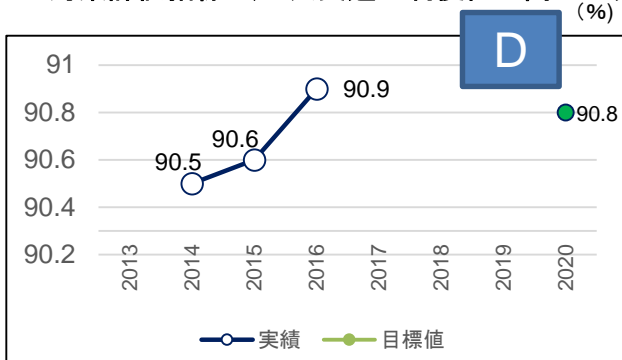
D

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

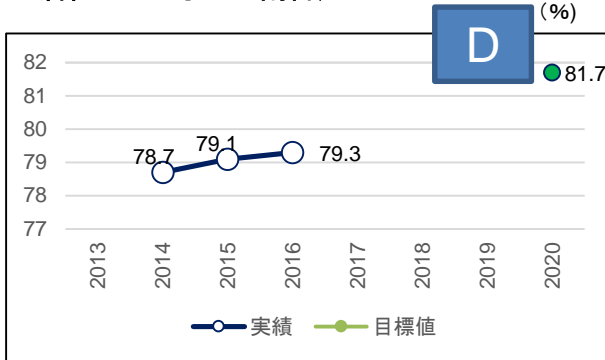
項目1-1 低炭素都市づくりの推進

集約型都市構造の実現

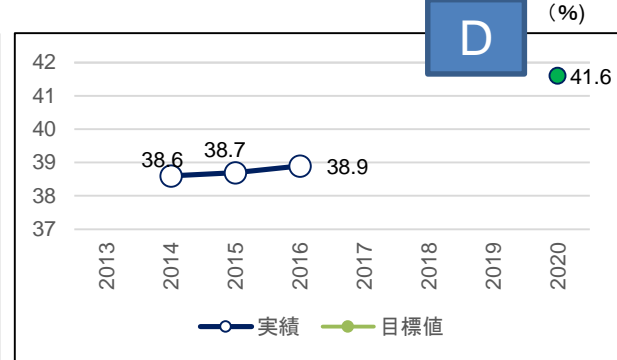
1. 対策評価指標（公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合）



(三大都市圏)



(地方中枢都市圏)



(地方都市圏)

2. 平成28年度の実績

平成28年度末時点で348都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち100都市が計画を作成・公表した。

平成28年度末時点で88都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち6都市が当該年度に策定した。また、5都市が策定に向けて検討をはじめている。

3. 平成29年度 of 取組

平成29年12月末時点で384都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち116都市が計画を作成・公表した。

平成29年度末時点の「都市・地域総合交通戦略」策定都市数については、現在集計中。

4. 評価

すべての指標において、前年度より着実に実績値が伸びており、対策効果は着実に上がっていると評価できる。

なお、公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではないため、単年度の目標見込み値での、評価には不適。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、上記の施策を実施する。

平成30年度予算 社会資本整備総合交付金888,572百万円の内数

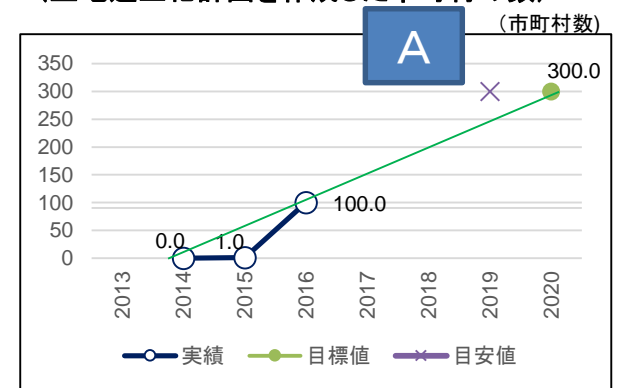
集約都市形成支援事業470百万円の内数

都市機能立地支援事業442百万円の内数

都市・地域総合交通戦略推進事業640百万円の内数

対策評価指標

(立地適正化計画を作成した市町村の数)



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

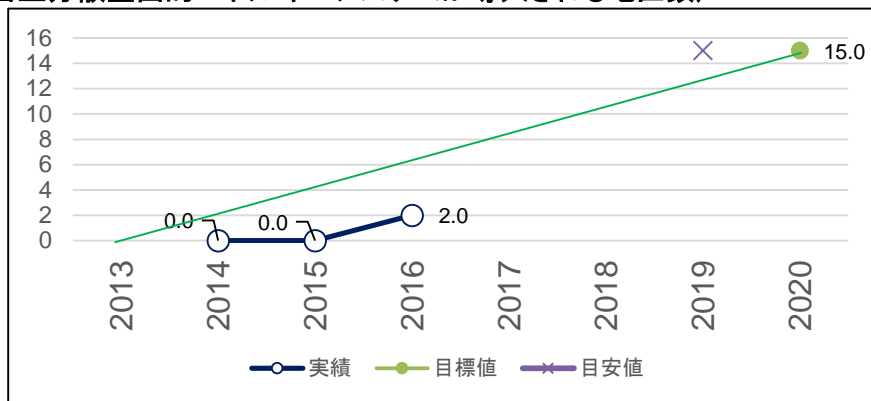
項目1-1 低炭素都市づくりの推進

エネルギー面的利用の推進

地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

D

1. 対策評価指標（一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数）



2. 平成28年度の実績

災害時業務継続地区整備緊急促進事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。（支援地区数：4地区）

3. 平成29年度の取組

災害時業務継続地区整備緊急促進事業並びに国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。（支援地区数：5地区）

4. 評価

一定の都市開発と合わせて整備されるため、導入までに期間を要するが、完了地区もでるなど、取組は進捗しており評価できる。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後は、国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギーの自立化・多重化に資する複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワークの整備等（エネルギー導管等整備事業）を支援する。

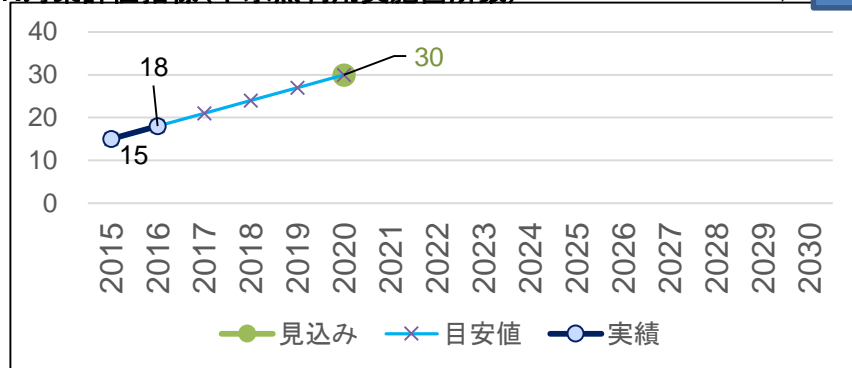
平成30年度予算 9,261百万円の内数

都市の低炭素化のための下水熱利用の推進

A

1. 対策評価指標（下水熱利用実施箇所数）

（実施箇所数）



2. 平成28年度の実績

下水道法改正（平成27年5月）において、民間事業者による下水道管渠への熱交換器の設置を可能とする規制緩和が行われた。下水熱アドバイザー制度により、18の地方公共団体等へ下水熱利用に係る支援を実施した。また、グリーン投資減税（未処理下水の取水による下水熱利用設備）による所得税・法人税の減税措置を実施。

3. 平成29年度の取組

下水熱アドバイザー制度等を実施し下水熱利用の普及展開に努めるとともに、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）により下水熱による車道融雪に係る調査を実施する。また、グリーン投資減税（下水道管渠からの下水熱利用設備）による所得税・法人税の減税措置を継続する。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）により下水熱による車道融雪に係る調査を実施する。またグリーン投資減税（下水道管渠からの下水熱利用設備）による所得税・法人税の減税措置を継続する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

官庁施設における木材利用の推進

A

1. 平成28年度の実績

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び同基本方針に基づき、官庁施設における木材の利用を推進した。

- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進した。
- ・「建築物等の利用に関する説明書の作成の手引き」に木造建築物に関する事項を追加するほか、「木造計画・設計基準及び同基準の資料」を改定するなど、技術基準を整備した。
- ・平成27年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめ、平成29年3月に公表した。

2. 平成29年度の取組

引き続き、公共建築物等木材利用促進法及び同基本方針に基づき、官庁施設における木材の利用を推進する。

- ・CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努める規定を追加するなど「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を変更。
- ・木造建築物の保全に配慮した整備のために留意すべき事項について、「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項」として取りまとめて公表する。
- ・平成28年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめて、第4四半期に公表する。

3. 評価

- ・対策効果は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・今後も官庁施設における木材の利用を推進する。

木材利用の事例



横浜植物防疫所つくばほ場
事務・検査棟



平塚地方合同庁舎
会議室棟

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

北海道環境イニシアティブの推進

A

1. 平成28年度の実績

- ・地域住民・NPO等と連携した「河川・湿地等の自然再生」や「花いっぱいプロジェクト」等美しい景観づくり、北海道観光の魅力の向上に資する取組を推進した。
- ・観光客参加の下、地域住民、NPO等が連携し、観光のための移動で発生するCO₂排出分に見合う植樹活動等を進める、カーボンオフセット型ツアーによる「シーニックの森」づくりを推進した。
- ・バイオマス資源の安定的生産・利活用システムの確立・普及に関する調査への協力や伐採木の提供などにより、環境モデル都市等の自治体の取組を支援した。
- ・北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ(優れた自然環境を有する北海道の社会資本整備に当たり、特に工事段階における、様々な先駆的・実験的な環境対策)を推進した。

2. 平成29年度の取組

- ・「河川・湿地等の自然再生」や「花いっぱいプロジェクト」等の北海道観光の魅力向上に資する取組を継続して推進しているところ。
- ・カーボンオフセット型ツアーによる「シーニックの森」づくりを継続して推進しているところ。
- ・環境モデル都市等の自治体の取組を継続して支援しているところ。
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の取組を継続して推進しているところ。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

北海道の美しく雄大な自然環境を将来に継承するとともに、豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入を促進するため、自然共生社会、循環型社会及び低炭素社会の構築に向けた取組を総合的に推進する。

平成30年度予算案 647,397百万円の内数

まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化

A

1. 平成28年度の実績

まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を目指す地方公共団体等から企画提案を募集し、全国5地域をモデル地域として採択した。当該地域に対して、有識者・国土交通省関係部局等で構成するタスクフォースにより、現地調査、課題抽出、解決方策の検討及び提案主体への助言等を行い、モデル構想の具体化を支援した。

2. 平成29年度の取組

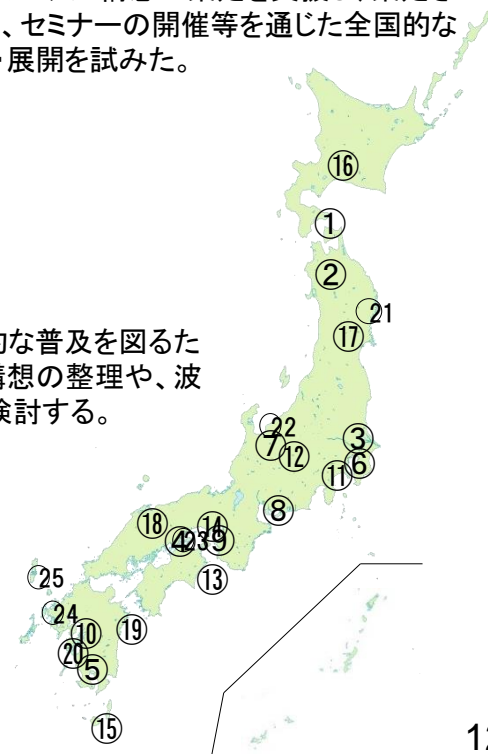
平成29年度は5地域についてモデル構想の策定を支援し、策定されたモデル構想について、HP、セミナーの開催等を通じた全国的な周知を図り、他地域への普及・展開を試みた。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

モデル構想のさらなる全国的な普及を図るため、これまで策定したモデル構想の整理や、波及効果の分析等を行うことを検討する。



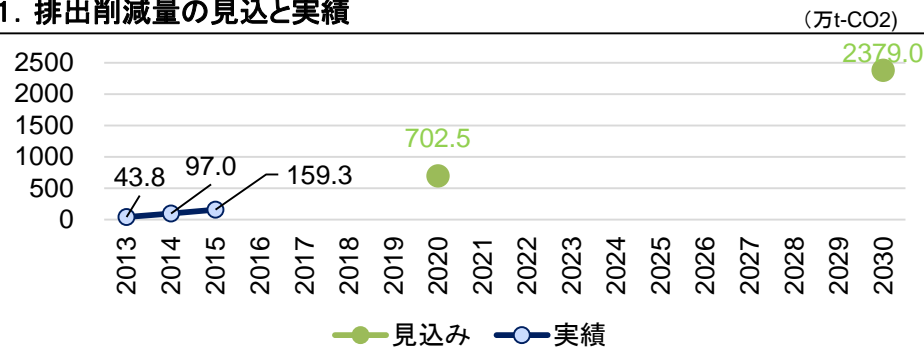
(モデルが策定された地域(平成28年度時点))

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

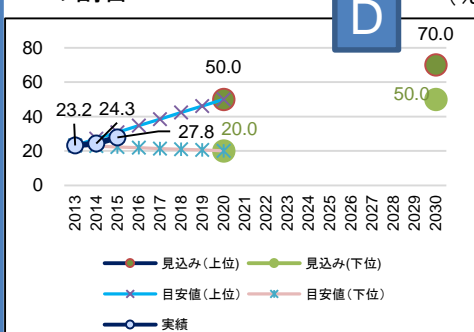
自動車の燃費の改善、環境対応車の普及促進等

1. 排出削減量の見込と実績



2. 対策評価指標

新車販売台数に占める次世代自動車の割合 (%)



平均保有燃費 (km/L)



3. 評価

国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。

※ 本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。2016年度の数値については集計中。

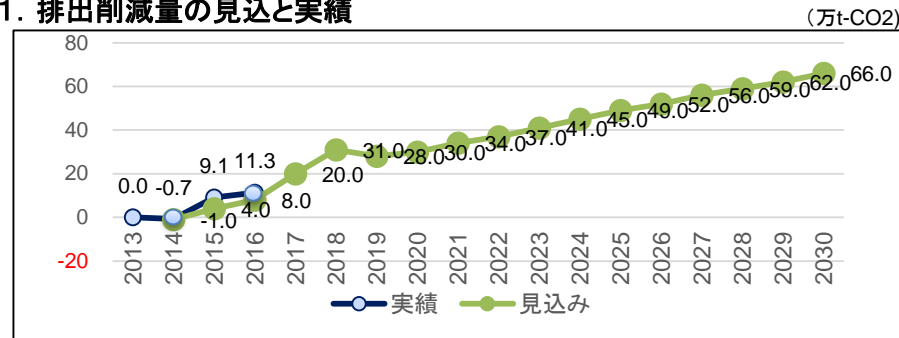
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、上記施策を実施。

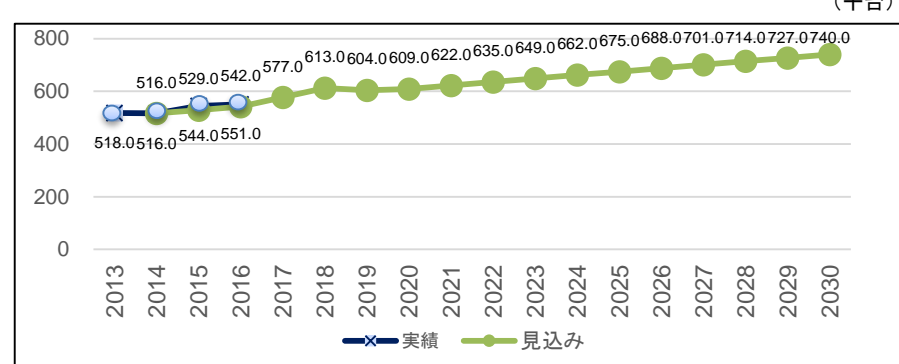
エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備

A

1. 排出削減量の見込と実績



2. 対策評価指標(エコドライブ関連機器の普及台数)



3. 評価

エコドライブ関連機器の導入により、CO2の排出削減効果が現れてきており、エコドライブ関連機器の平成28年度の実績は対策ケースを上回っている。引き続き、補助の継続等により、対策・施策の着実な進捗を図っていく必要がある。

またシンポジウムの開催やイベント等を関係省庁や地方運輸局と連携して推進し、エコドライブの普及・推進に努めた。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、補助の継続等を実施。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

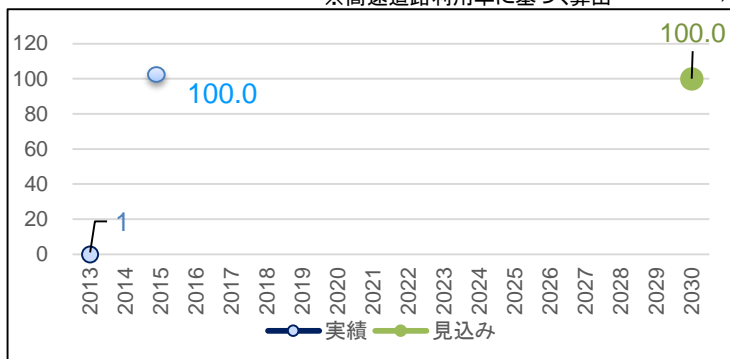
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

効率的な物流ネットワークの強化
ETC2.0等を活用した道路を賢く使う取組
自転車利用環境の整備・支援
開かずの踏切対策
路上工事の縮減

1. 排出削減量の見込と実績

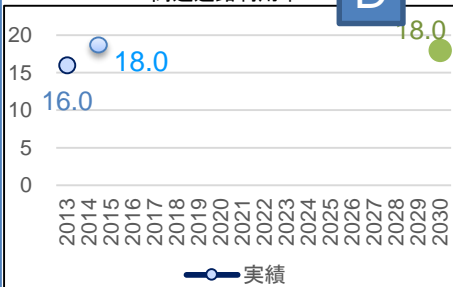
※高速道路利用率に基づく算出 (万t-CO₂)



2. 対策評価指標

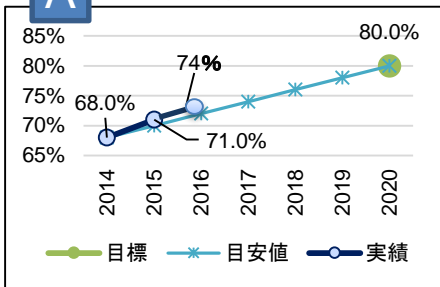
高速道路利用率 (%)

D



三大都市圏環状道路整備率 (%)

A



3. 評価

2015年実施の「道路交通センサス」の結果、高速道路の利用率は18%となったが、この調査は道路の整備状況等により変動が生じ、また5年毎にしか行われずデータが少ないことから、2015年の調査をもって目標が達成されたと判断するのは時期尚早であり、次回の調査結果も踏まえて判断する。

4. 対策・施策の追加・強化等

環状道路等幹線道路ネットワークの強化等の道路交通流対策を実施

LED道路照明灯の整備

A

1. 平成28年度の実績

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進した。

2. 平成29年度の取組

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

LED道路・トンネル照明ガイドライン(案)を平成23年に策定し、平成27年に改定している。

国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、当該ガイドライン(案)に基づき、LED道路照明灯の整備を今後とも推進していく。



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

道路橋の長寿命化

A

1. 平成28年度の実績

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施した。

2. 平成29年度の実績

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

5年に1度、近接目視による全数監視を実施し、統一的な尺度で健全度を診断し、必要な措置を講じる。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

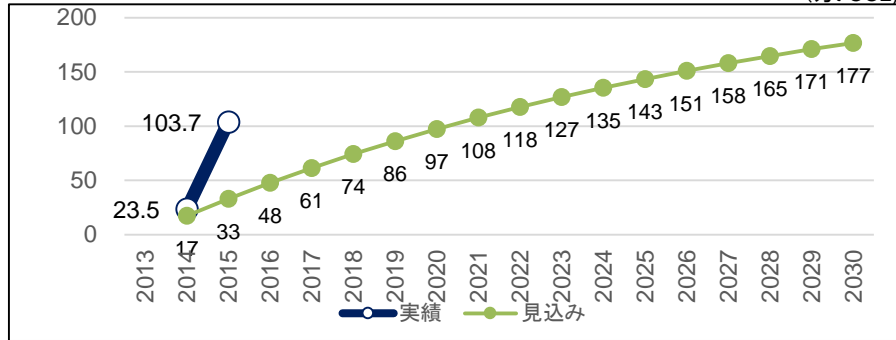
項目1-4 公共交通機関の利用促進

公共交通機関の利用促進

A

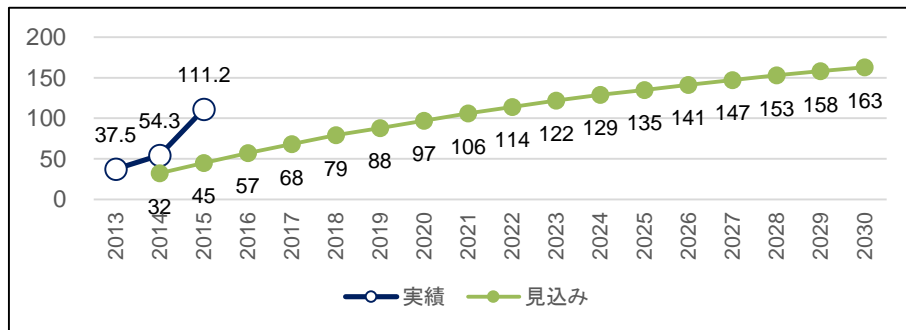
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(自家用交通からの乗換輸送量)

(億人キロ)



3. 評価

見込みを上回る水準で推移。

※平成27年度は新線の整備等に伴う、利便性向上の効果等に伴い、鉄道の旅客輸送人キロが伸びた。また、一部指標とする数字が公表されていないため、平成27年度の実績を最新値として記載。

4. 対策・施策の追加・強化等

公共交通機関利用促進にむけた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動など

官民連携によるモーダルコネクトの強化

A

1. 平成28年度の実績

平成28年4月に新宿駅南口に日本最大級のバスターミナルであるバスタ新宿が開業した。バスタ新宿は道路事業(国道20号)で基盤整備を行い、民間バスターミナルが施設運営を行う官民連携事業により整備がなされ、鉄道と直結し、新宿駅西口周辺に19箇所所在していた高速バス停が集約された。

2. 平成29年度の取組

バスタ新宿において、高速バス運行支援システムの実証実験を実施している。

品川駅や神戸・三宮周辺地区においては、立体道路制度を活用した集約交通ターミナル整備に向け検討を推進している。

千葉県市原市及び静岡県浜松市において、高速バス停周辺の駐車場にカーシェアリング車両を配備し、高速バスとカーシェアリングの連携を強化させることで、高速バス利用者の行動圏の拡大による観光振興や地域活性化の可能性を検証する社会実験を実施後、民間事業者による本格導入に向けた推進方策を検討している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後もモーダルコネクトの強化のため、以下の施策を実施

- ・ETC2.0やセンシング技術を活用したバス情報基盤の強化
 - ・交通状況に応じたモード間の効率的な乗継ぎを可能とするスマートトランジットシステムの構築
 - ・集約交通ターミナルの戦略的な整備
 - ・SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備
 - ・地域バス停※のリノベーションの推進
- (※高速BS、道の駅、地域の路線バス停)

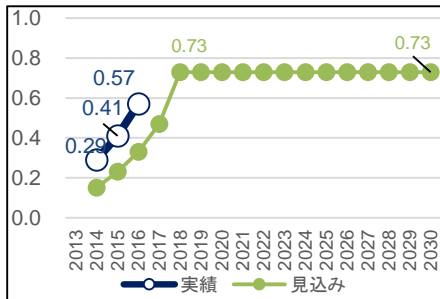
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

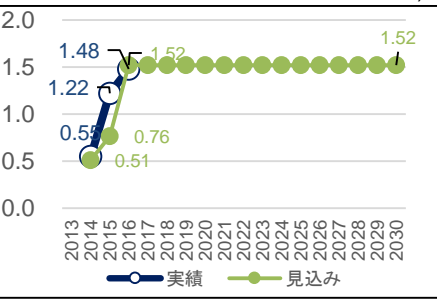
港湾における総合的な低炭素化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

省エネルギー型荷役機械等の導入の推進

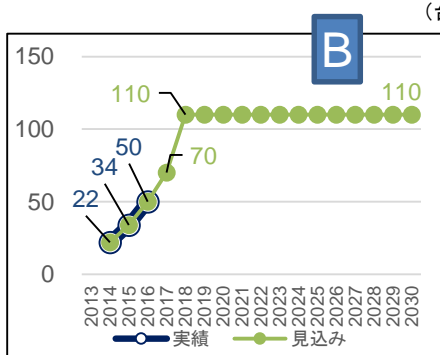


静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進 (万t-CO2)

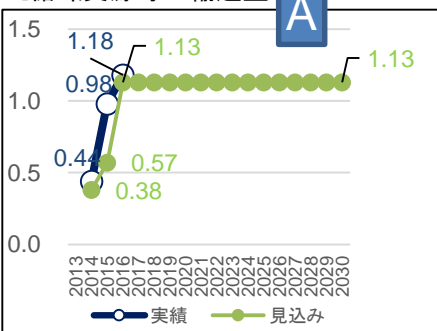


2. 対策評価指標

省エネルギー型荷役機械の導入台数 (台)



陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量 (億トンキロ)



3. 評価

省エネルギー型荷役機械等の導入及び静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進することにより、ほぼ見込みの想定どおりCO2排出量が削減されており、港湾における総合的な低炭素化が図られている。

4. 対策・施策の追加・強化等

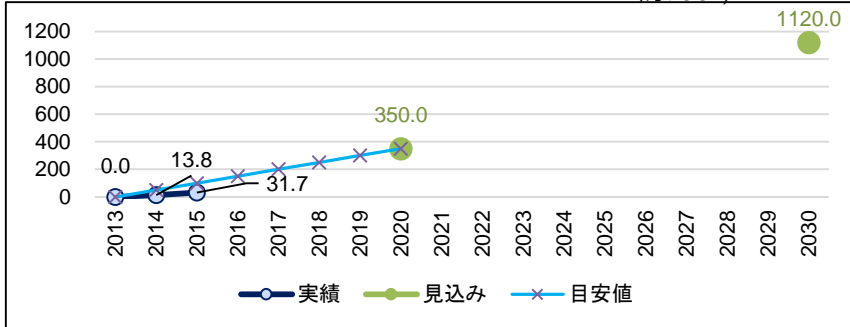
引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入の推進及び静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化、CO2吸収に資するブルーカーボン生態系の活用の推進等により、港湾における総合的な低炭素化を図る。

物流施設における環境負荷の低減

1. 排出削減量の見込と実績

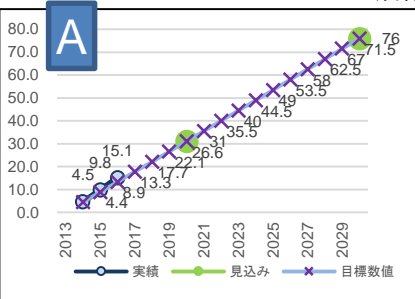
※自然冷媒機器累計導入件数に基づく算出

(万t-CO2)



2. 対策評価指標

自然冷媒機器累計導入件数 (百件)



燃料電池フォークリフト導入件数 (件数)



3. 評価

自然冷媒機器の導入については、目標数値を超えており、順調に件数が増加している。

省エネ型自然冷媒機器の導入に伴うCO2の削減量については、規模の小さい機器の導入が先行したこともあり、現時点では目安数値を下回っているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業等により引き続き物流施設における環境負荷の低減を図る

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

宅配便再配達削減

A

1. 平成28年度の実績

平成28年7月から1か月間、国土交通省庁舎に宅配便の再配達削減に資するオープン型宅配ボックスを設置する等の普及・啓発活動を実施した。

「モーダルシフト等推進事業補助金」の計画策定経費の一部補助制度で宅配の再配達削減に係る計画策定事業等を支援した。

2. 平成29年度の実績

「モーダルシフト等推進事業補助金」の計画策定経費の一部補助制度で宅配の再配達削減に係る計画策定事業等を引き続き支援している。オープン型宅配ボックス等の設備導入経費の一部補助(環境省連携事業)を実施した。関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を実施している。

3. 評価

再配達に関する問題に対する認知は広まりつつあり、再配達削減に資する多様な受取方法等が活用され始めているなど、民間事業者等による情報発信や政府による普及・啓発活動が一定の効果을あげているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

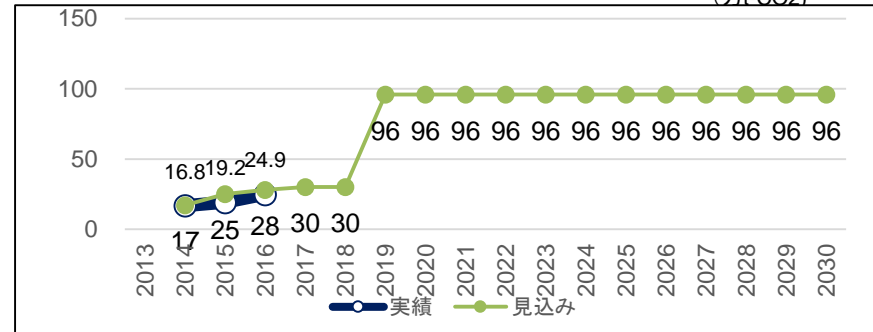
関係省庁と連携し、引き続き「COOL CHOICE」等の普及啓発活動を通じ再配達に関する問題を広く周知するとともに、オープン型宅配ボックスの共同利用に向けたシステム改修支援や、地方部における設置にかかるガイドライン策定等も併せて実施し、再配達の削減を図っていく。

港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の削減

C

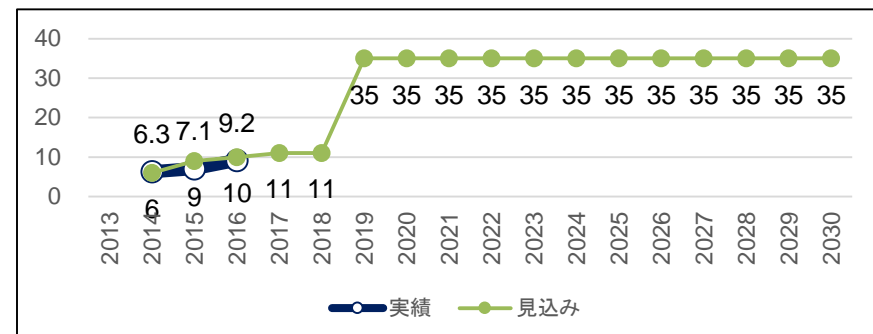
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(貨物の陸上輸送の削減量)

(億トンキロ)



3. 評価

景気動向・世界情勢の変化による貨物量への影響により実績値は削減量見込みを下回るが、目標年度に向けた進捗率は18.2%となっている。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、港湾整備事業を実施する。

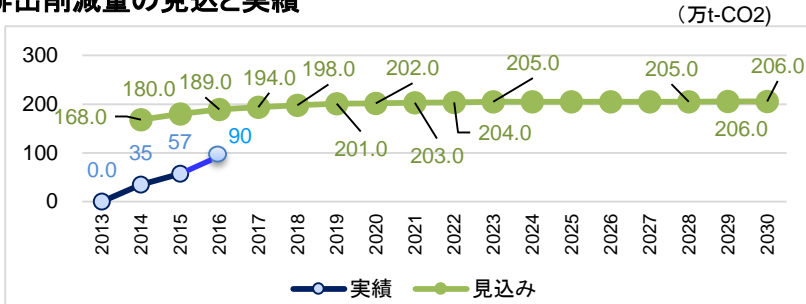
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

トラック輸送の効率化

トラック輸送の効率化

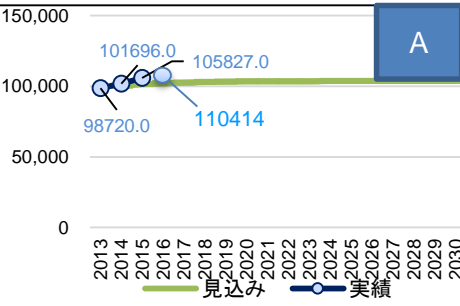
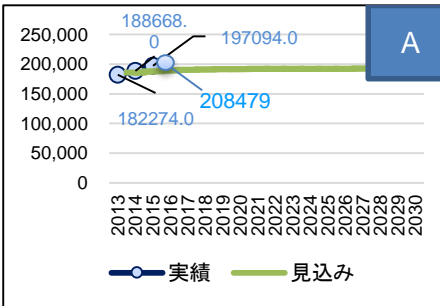
1. 排出削減量の見込と実績



2. 対策評価指標

(車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数)

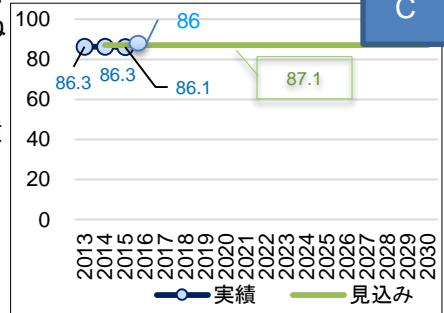
(トレーラーの保有台数)



3. 評価

- 「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」「トレーラーの保有台数」については概ね目標を超える傾向で推移している。
- 自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、「営自率」については概ね横ばいとなっている。

(営自率)



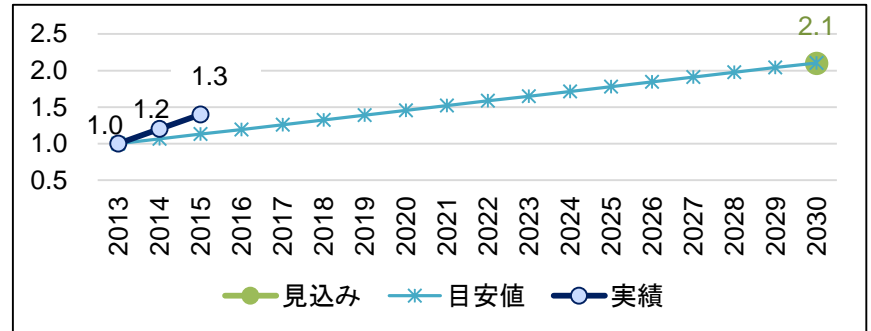
4. 対策・施策の追加・強化等

大型車両の導入支援を行い車両の大型化を進めるなど、トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等

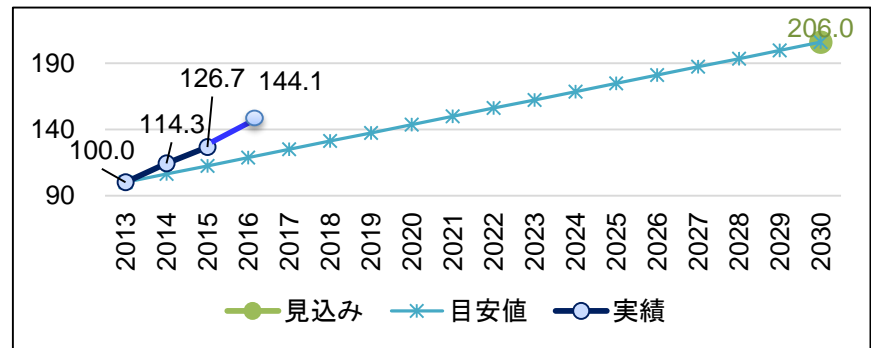
共同輸配送の推進

A

1. 排出削減量の見込と実績



2. 対策評価指標(共同輸配送の推進)



3. 評価

近年の事業者の環境意識の向上やトラックドライバー不足を背景に、共同輸配送の取組は着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

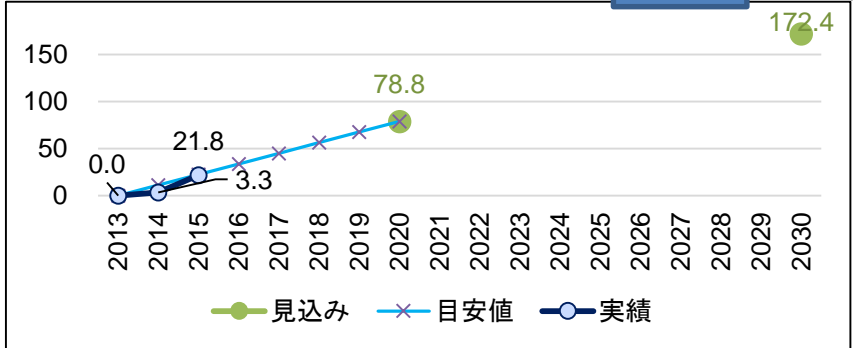
項目1-5 物流の効率化等の推進

モーダルシフト等の推進

1. 排出削減量の見込と実績

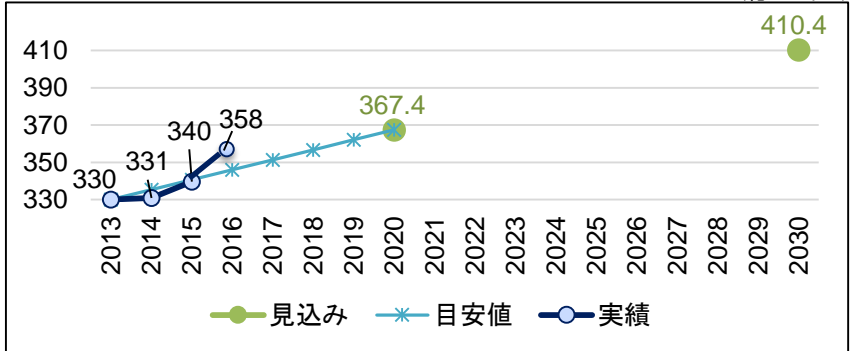
A

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(海運貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

モーダルシフトに資する船舶の大型化が進んだこと等を背景に平成28年度の内航海運による貨物輸送量は増加しており、目標に向けて順調に推移している。

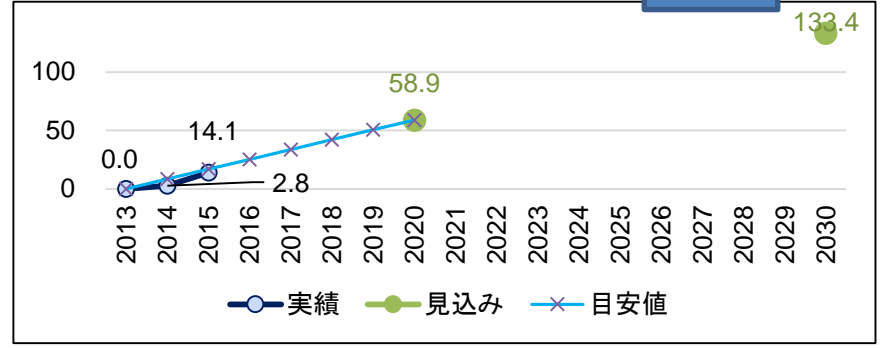
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・エコシップマークの普及促進
- ・船舶用鮮度保持コンテナや船舶用低炭素機器等の導入補助 等

1. 排出削減量の見込と実績

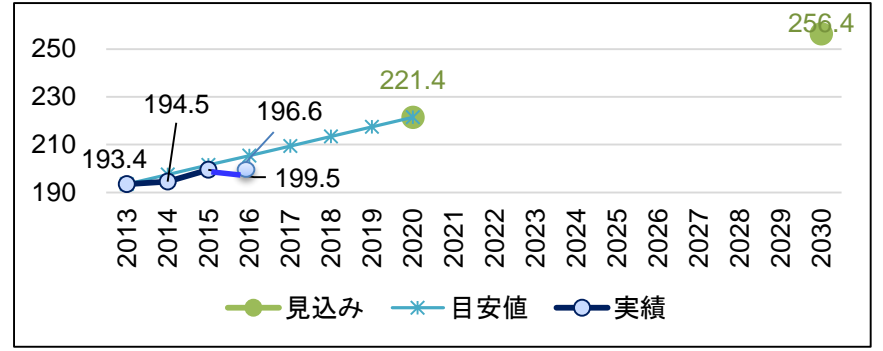
C

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(鉄道貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

平成28年度の鉄道貨物輸送量は熊本地震や北海道での台風災害等の影響により微減しており、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・鉄道用鮮度保持コンテナや新型コンテナ貨車等の導入補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークの普及促進
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

グリーン物流パートナーシップ会議の活用
を通じたCO2 排出削減の取組の推進

A

1. 平成28年度の実績

平成28年度は、経済産業大臣賞1件、国交大臣賞1件ほか、あわせて7件の事業に対し表彰を行った。

2. 平成29年度の取組

平成29年度についても引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行った。

3. 評価

経産・国交大臣賞含め合計7件の優良事業者表彰を行い、荷主と物流事業者等、業種の異なる関係者間での優れた取組について、3,300を超える会員に対して紹介し、CO2排出削減等の取組を展開・推進した。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行ってゆく。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

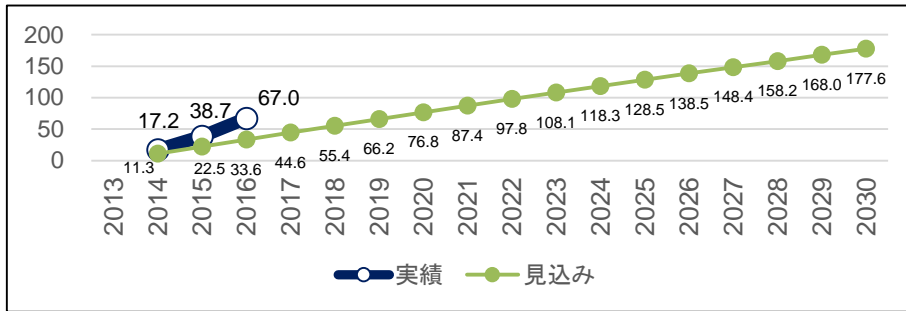
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

鉄道のエネルギー消費効率の向上

C

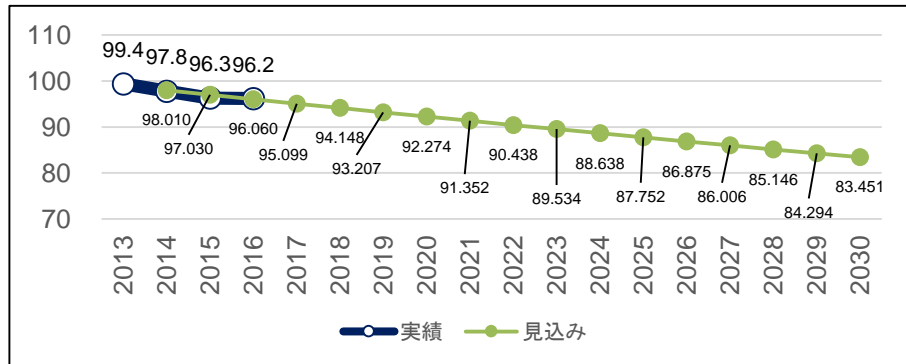
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2012年度基準))

(%)



3. 評価

平成28年度のエネルギー消費原単位改善率は見込みの値にわずかに及ばなかったものの、排出削減量については見込みを大きく上回っている。

4. 対策・施策の追加・強化等

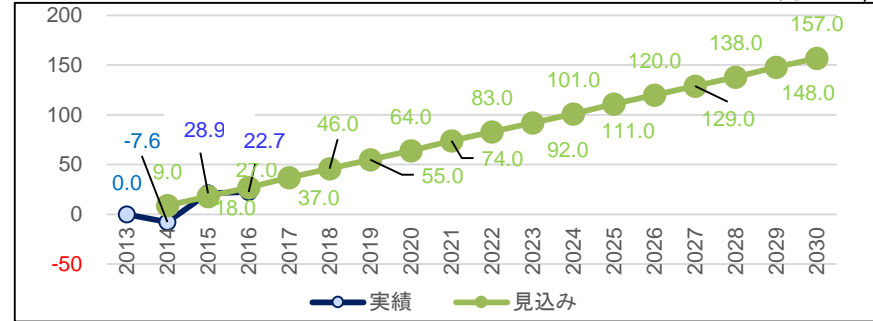
補助事業、租税特例等により、省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援

省エネに資する船舶の普及促進

C

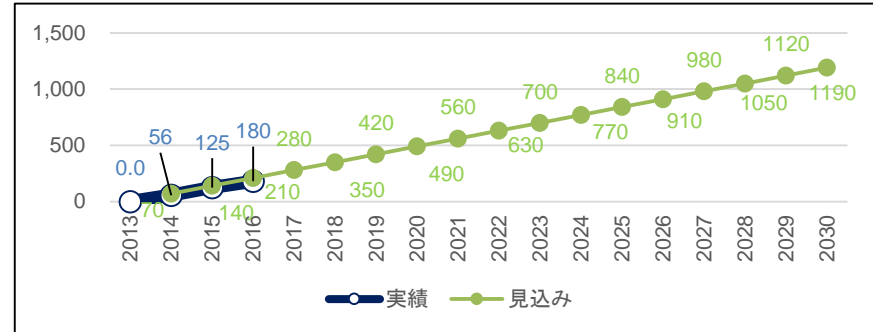
1. 排出削減量の実績と見込み

(万t-CO2)



2. 対策評価指標(省エネに資する船舶の普及隻数)

(隻)



3. 評価

船舶の代替により省エネ船の導入が図られているものの、内航海運全体の航海距離が前年度より増加したことにより、燃料消費量も増加しており、省エネ量としては前年度を下回った。省エネ・省CO2に影響する経済要因は制御できないが、対策評価指標である省エネ船の導入・普及を更に進めることが必要であることから、技術開発実証と評価制度の構築が必要である。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・船舶の省エネルギー技術を使用した実証事業
- ・(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度
- ・船舶に係る特別償却制度
- ・内航船「省エネ格付け」制度の構築 等

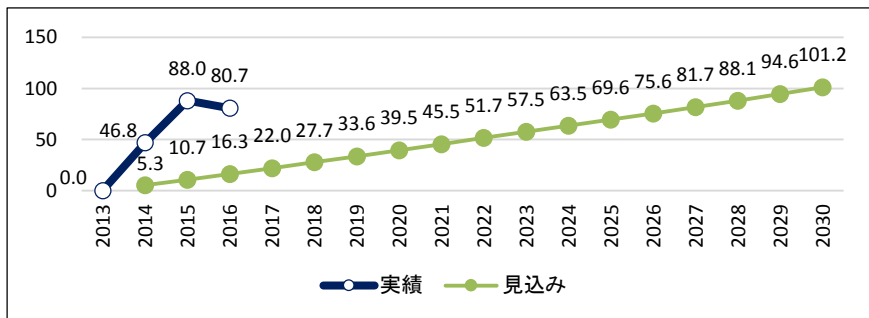
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

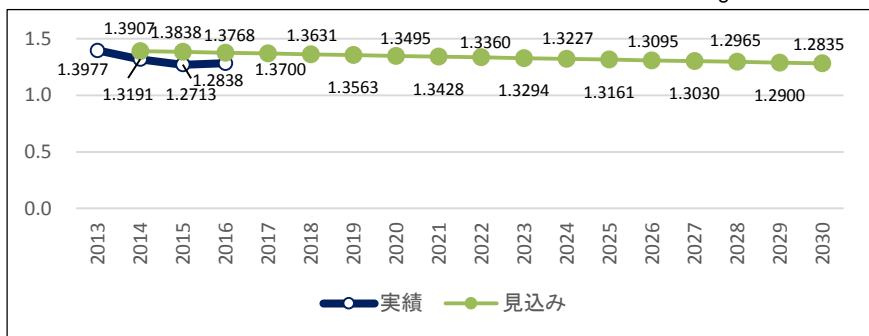
航空における低炭素化の促進

A

1. 排出削減量の見込と実績

 (万t-CO₂)


2. 対策評価指標(単位輸送量当たりのCO₂排出量)

 (kg-CO₂/トンキロ)


3. 評価

航空会社が重点的にエネルギー効率の良い機材を導入したことより、短期的には良好であるが、長期的には削減量は緩やかになると予想される。

4. 対策・施策の追加・強化等

代替航空燃料の普及促進等の対策により一層の削減を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進

新築住宅

新築建築物

1. 排出削減量の見込と実績

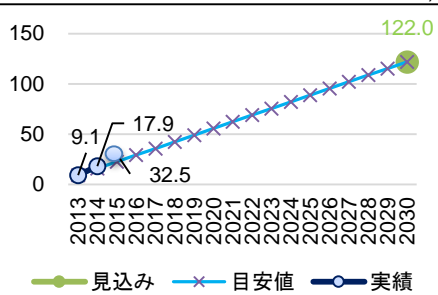
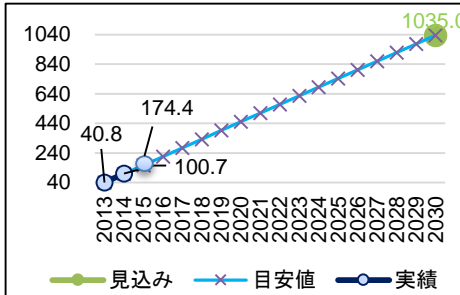
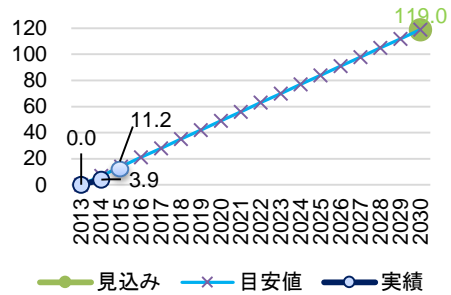
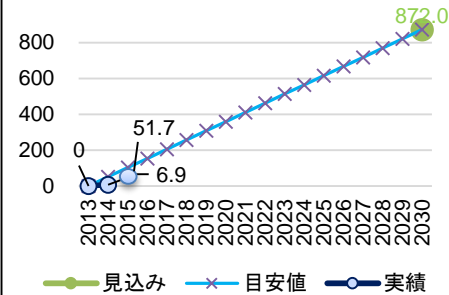
1. 排出削減量の見込と実績

新築住宅における省エネ基準適合の推進

既存住宅の断熱改修の推進 (万t-CO2)

新築建築物における省エネ基準適合の推進

建築物の省エネ化(改修) (万t-CO2)



2. 対策評価指標

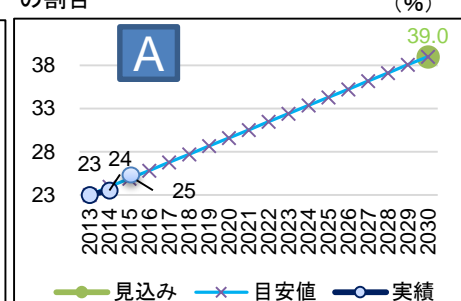
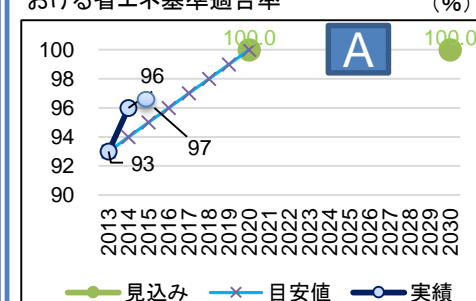
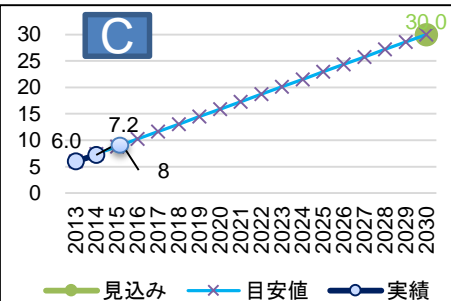
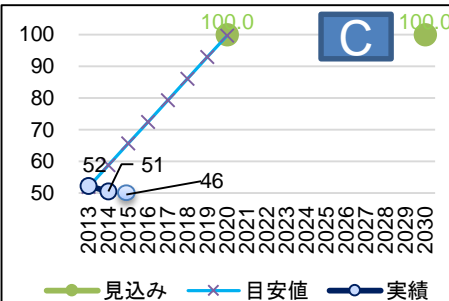
2. 対策評価指標

新築住宅の省エネ基準適合率 (%)

省エネ基準を満たす住宅ストックの割合 (%)

新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率 (%)

省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 (%)



3. 評価

3. 評価

- ・新築住宅の省エネ判断基準適合率は、目標値の水準までにはさらなる施策が必要。
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移

- ・新築建築物の省エネ基準適合率は順調に推移。
- ・省エネ基準を満たす建築物ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移。

4. 対策・施策の追加・強化等

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・建築物省エネ法に基づく中規模以上の住宅の新築等に対する省エネ計画の届出制度の的確な執行
- ・省エネ性能の高い住宅の新築や改修に対する補助、税制、融資等による支援
- ・中小工務店・大工に対する講習会の実施
- ・住宅の省エネ性能に関するわかりやすい表示の普及促進

- ・建築物省エネ法に基づく大規模な建築物の新築等に対する省エネ基準の適合義務、中規模な建築物の新築等に対する省エネ計画の届出制度の的確な執行
- ・省エネ性能の高い建築物の新築や改修に対する補助等による支援
- ・建築物の省エネ性能に関するわかりやすい表示の普及促進

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅・建築物のエネルギー性能の表示制度の開発・普及

1. 平成28年度の実績

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、住宅を対象に追加した。平成28年度末までの表示実績は、累計で17,887件。

また、建築物省エネ法に基づく基準適合認定表示制度(eマーク)を開始した。

2. 平成29年度の取組

説明会や省エネ診断・表示に関する補助制度等を通じて、BELSやeマークの普及促進を図った。平成29年12月末までのBELSの表示実績は、累積で48,219件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続きBELS制度等の普及を図る。

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

長期優良住宅の普及促進

1. 平成28年度の実績

既存住宅を増築・改築した場合における長期優良住宅の認定制度を開始するため、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」を改正し、平成28年4月1日付けで施行した。

平成28年度は、新築について109,373戸、増改築について127戸の長期優良住宅を認定。

2. 平成29年度の取組

長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

一戸建ての住宅については、中小工務店による長期優良住宅の供給が少ないため、中小工務店への制度の周知・浸透を図り、認定取得を促進する方策を講じる。

共同住宅については、認定基準への適合と事業採算性の両立が難しいことが、認定取得が進まない要因の一つであると考えられるため、耐震性をはじめとする認定基準の合理化に向けた検証を行う。

また、消費者に対して、インターネットやパンフレット、事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、消費者による制度の活用を引き続き促進する。

(新築住宅)

C

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

低炭素建築物等の普及促進

1. 平成28年度の実績

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行。認定低炭素建築物の実績は、平成28年度末までの累計で23,103件。

4月より建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定制度を開始したところ。性能向上計画認定建築物の実績は、平成28年度末までの累計で102件。

2. 平成29年度の実績

低炭素建築物等の普及促進を図った。認定低炭素建築物の実績は、平成29年12月末までの累計で30,035件。性能向上計画認定建築物の実績は、平成29年12月末までの累計で484件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き低炭素建築物等の普及推進を図る。

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援

1. 平成28年度の実績

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を実施。

2. 平成29年度の実績

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援として、平成28年度に引き続き、以下の取組みを実施した。

- ・住宅・建築物の省エネ・省CO2対策、木造化等、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を目指すリーディングプロジェクトに対する支援
- ・既存建築物の省エネ改修に対する支援
- ・中小工務店による省エネ性能の高い住宅の整備等に対する支援
- ・既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資するリフォームに対する支援

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

省エネ性能等に優れた木造住宅の供給促進

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

1. 平成28年度の実績

中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備に対する補助を実施。

2. 平成29年度の取組

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対する補助を引き続き実施。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き長期優良住宅等の整備に対する補助等を推進する。

社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

1. 平成28年度の実績

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業

事業主体数: 31主体

※交付金事業であるため、平成28年度執行予定に関する調査を基にしたものであり、実際に取り組んだ事業主体の正確な数字は把握していない。

2. 平成29年度の取組

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業

事業主体数: 35主体

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き省エネ住宅等の普及を促進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅の省エネ促進のための税制措置

(新築住宅)

C

1. 平成28年度の実績

①一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施する。

②一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置(投資型減税)を実施する。

2. 平成29年度の取組

平成28年度に引き続き、普及促進を図った。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

一定の基準に適合する認定長期優良住宅の固定資産税、不動産取得税、一定の基準に適合する長期優良住宅及び認定低炭素住宅の登録免許税の減額措置を平成32年3月31日まで延長。

一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を平成33年3月31日まで延長。

証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導

(新築住宅)

C

1. 平成28年度の実績

優良住宅取得支援制度の資金実行件数:71,534件

2. 平成29年度の取組

平成29年度においても、引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、優良な住宅の取得する場合の住宅ローンの金利引下げを実施。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き取組を実施する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施

(新築住宅)

C

1. 平成28年度の実績

フラット50の資金実行件数: 44件

2. 平成29年度の取組

平成29年度においても、引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務について、償還期間の設定を最長50年とする制度(フラット50)を実施。

また、フラット35において、長期優良住宅を対象として「アシューマブルローン※」を導入。

※アシューマブルローンとは、借入れの対象となる住宅を売却する際に住宅ローンを住宅購入者へ引き継ぐこと(債務承継)ができる住宅ローン。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き取組を実施する。

住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発

A

1. 平成28年度の実績

より高性能な省エネルギー化技術の導入を促進するため、現状の評価ツールでは適切な評価ができない先進技術(建築設備の自動制御技術やコージェネレーションシステム等)を対象として、評価法作成のための実証実験を実施した。

2. 平成29年度の取組

平成29年4月から始まった大規模非住宅建築物の省エネルギー基準の適合義務化を受けて、評価ツールの審査ルールの調整や、未評価技術(地中熱利用空調システムや照明設備の明るさ検知制御等)の評価法の追加を行い、ツールや解説書を整備して公開した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、評価ツールの開発及び整備を行う。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

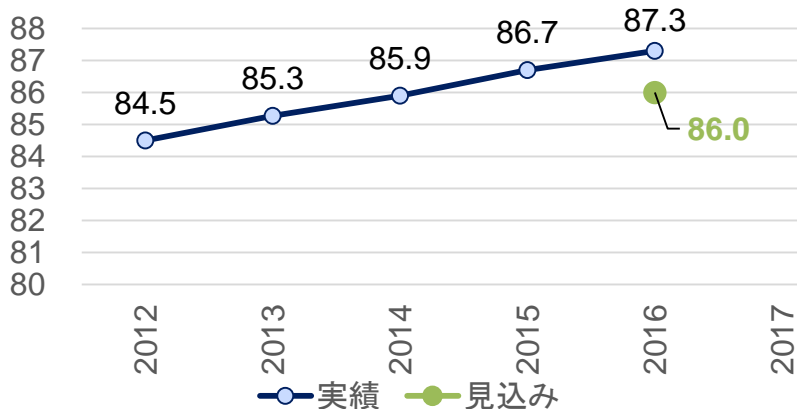
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

航路標識の自立型電源化

A

1. 対策評価指標 (航路標識の自立型電源導入率)

(%)



2. 平成28年度の実績

自立型電源化は、0.6ポイント上昇し87.3%となった。

3. 平成29年度の取組

取組なし。

4. 評価

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き太陽光発電技術等の動向を踏まえ、太陽光発電の導入整備を推進する。

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

A

1. 平成28年度の実績

「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、この基準に基づき、環境負荷の低減及び周辺の保全に配慮した官庁施設を整備した。

整備にあたっては、環境配慮プロポーザル方式の採用や、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、建物緑化を導入した。また、空調設備のエネルギー管理を行うライフサイクルエネルギー管理(LCEM)手法を活用した。

設備機器等の老朽に伴う更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図った。

2. 平成29年度の取組

引き続き、環境負荷の低減及び周辺の保全に配慮した官庁施設を整備すると共に、設備機器等の老朽更新時には、設備機器等のエネルギー消費の効率化を図る。

3. 評価

着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、環境負荷の低減及び周辺の保全に配慮した官庁施設の整備を推進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

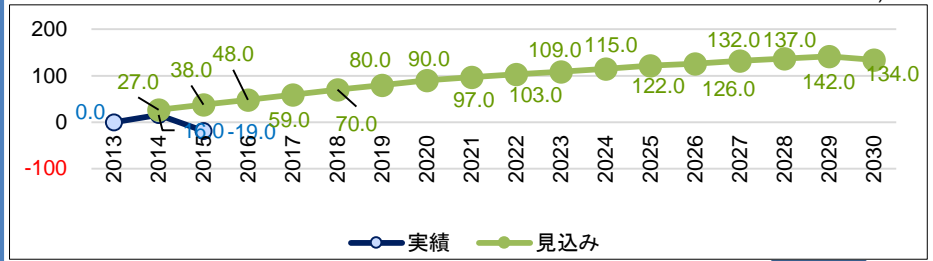
項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による省エネ技術の普及
 下水処理場における省エネ・省CO2対策の推進
 2-3下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及
 2-3下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

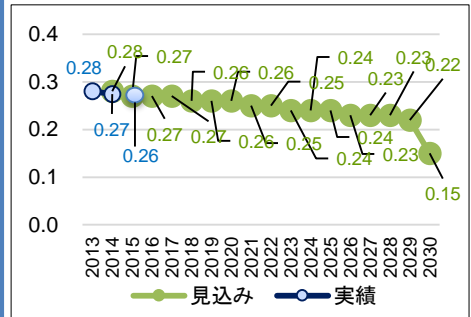
下水道における省エネ・創エネ対策の推進

1. 排出削減量の見込と実績

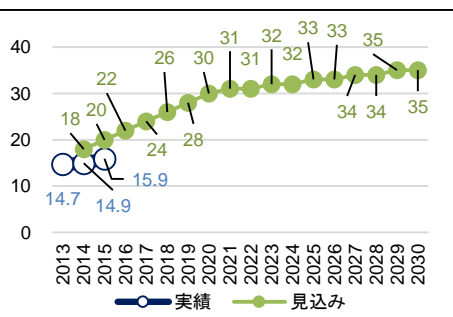


2. 対策評価指標

処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量 (t-CO2/千m3)



下水汚泥エネルギー化率 (%)



3. 評価

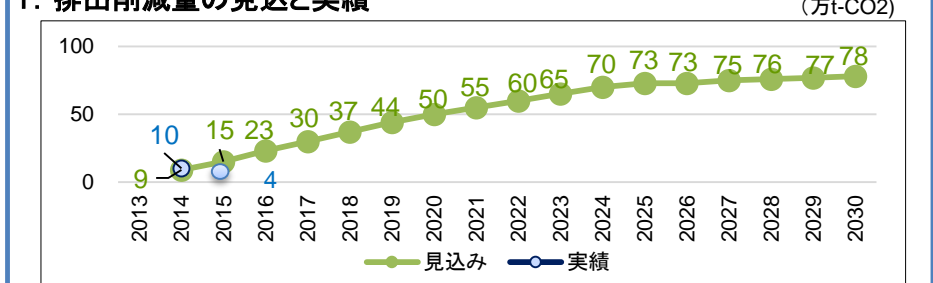
処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量は目標を達成、下水汚泥エネルギー化率は、地方公共団体の厳しい財政事情等により未達成であり、CO2排出量全体として目標を下回った。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・平成27年3月に下水汚泥エネルギー化ガイドラインの策定、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。
- ・平成27年5月の下水道法改正では発生汚泥の燃料としての再利用に関する努力義務を規定
- ・今後はガイドライン・マニュアルの周知・活用推進等を行い、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化、下水道施設での小水力発電等の新エネルギー利用及び処理場の省エネルギー化を推進する。

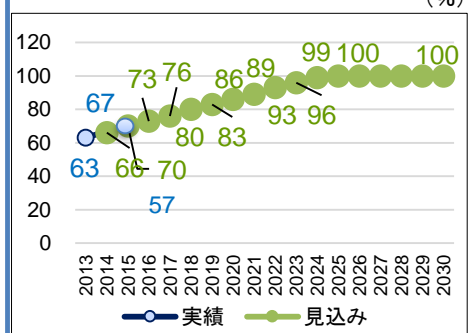
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化

1. 排出削減量の見込と実績

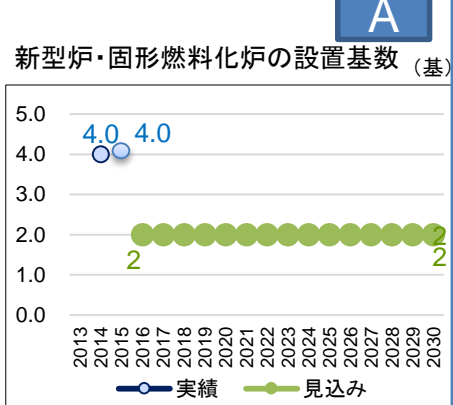


2. 対策評価指標

下水汚泥焼却高度化率 (%)



新型炉・固形燃料化炉の設置基数 (基)



3. 評価

目標を上回る成果が得られている。

4. 対策・施策の追加・強化等

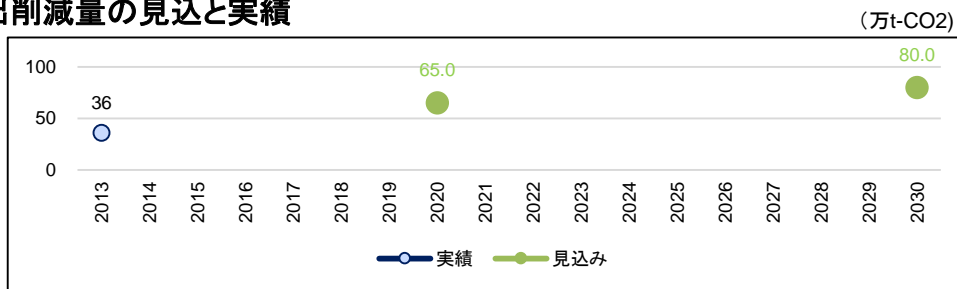
- ・流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進
- ・平成年度より、下水汚泥焼却設備の設置・更新におけるN2O排出削減技術導入の交付金対象要件化

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-9 建設機械の環境対策等の推進

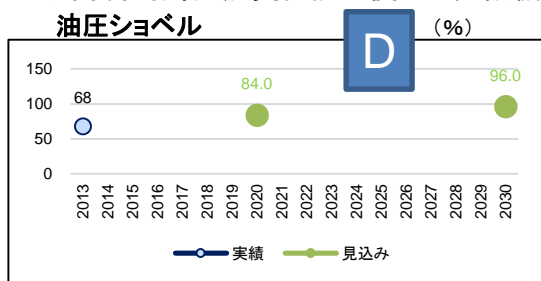
燃費性能の優れた建設機械の普及促進

1. 排出削減量の見込と実績

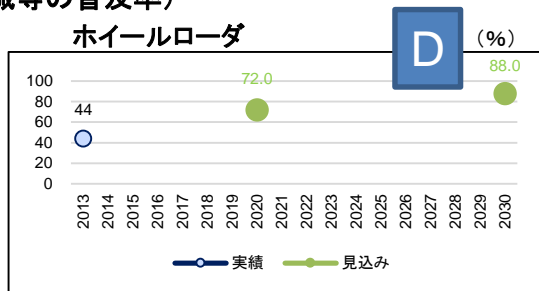


2. 対策評価指標(燃費性能の優れた建設機械等の普及率)

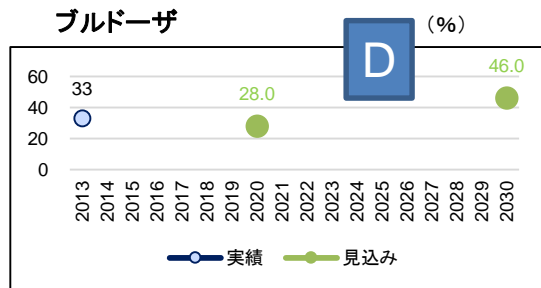
油圧ショベル (%)



ホイールローダ (%)



ブルドーザ (%)



3. 評価

現時点の最新の建設機械動向調査の公表は、2013年度であり、2016年度実績値については、示すことが出来ない。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・燃費基準達成型建設機械認定制度等の認知度の向上
- ・認定機械等への低利融資制度及び補助事業による普及支援

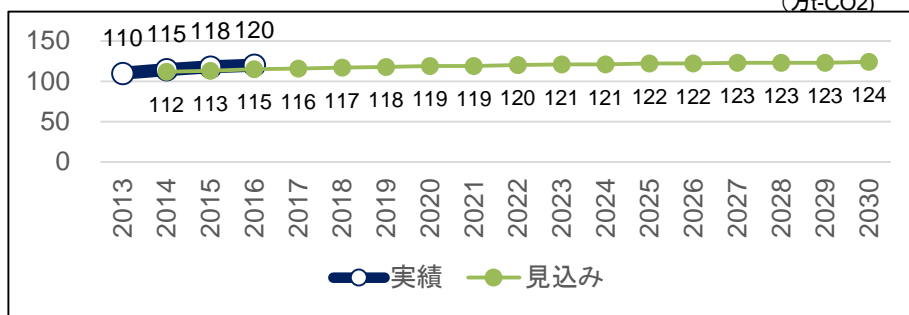
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

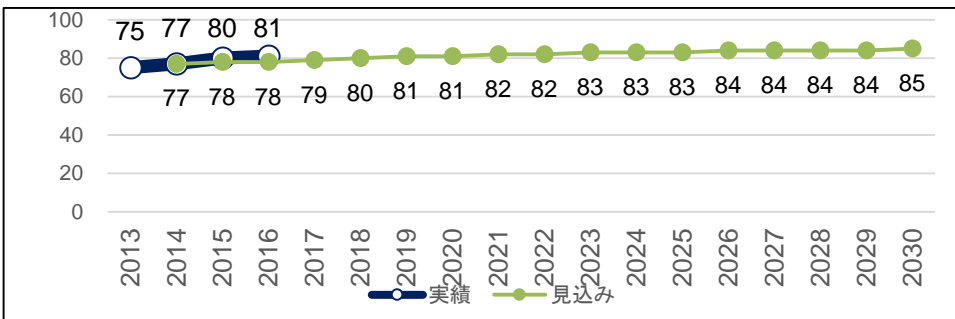
都市緑化等の推進

A

1. 吸収量の実績と見込み



2. 対策評価指標(都市公園等の整備面積:累計)



3. 評価

見込み値を上回る結果となった。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き都市緑化の推進を図る。

※見込み値の根拠

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、設定。

都市緑化等による吸収源の確保



柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

項目2-2 小水力発電等の推進

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析地の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

項目2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

港湾における洋上風力発電施設の導入円滑化

A

1. 平成28年度の実績

平成28年7月に改正港湾法が施行され、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設された。これに合わせ、占用公募制度を活用した港湾における洋上風力発電の円滑な導入に向け、「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針」を策定・公表。

平成28年9月より、経済産業省と連携して、洋上風力発電施設の基準類の検討を開始。平成29年2月に「港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方(骨子案)」を策定・公表。

2. 平成29年度の取組

平成28年度に引き続き、洋上風力発電設備に関する電気事業法と港湾法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減のため、経済産業省と連携して洋上風力発電設備に構造審査基準の検討を推進。

平成29年10月より、洋上風力発電設備の施工に関する審査指針の策定に向けた検討を開始。

同年11月に、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を開催し、洋上風力発電設備の審査基準の最終とりまとめの方針を提示。

平成30年3月には、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」及び「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」を策定・公表の予定。

3. 評価

北九州港において、占用公募制度に基づく全国初の洋上風力発電事業者が、平成29年2月に選定された。これに続き、鹿島港においても、洋上風力発電事業者が、同年7月に選定された。現在、各港において洋上風力発電設備の設置に向けた海域調査等が行われており、洋上風力発電の導入が着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、経済産業省と連携して、洋上風力発電設備の基準類の検討を進め、洋上風力発電設備の維持管理に関する審査基準を、平成30年度中に策定する。

浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策

A

1. 平成28年度の実績

浮体式海洋温度差発電施設に係る安全・環境対策のための技術的検討を行い、ガイドラインを策定。

2. 平成29年度の取組

民間における世界初のなる海流発電の実証に向けて、作成したガイドラインをベースに、安全対策のあり方について民間と調整。

3. 評価

日本周辺の海洋エネルギー(潮流・海流、海洋温度差等)の豊富なポテンシャルを踏まえ、海洋エネルギーの活用の促進に資するよう浮体式等海洋エネルギー発電施設の安全・環境対策を図ることとし、民間企業の設計手法の指針となるガイドラインとして成果をとりまとめたところである。平成29年8月、これまでの成果を活用して世界初めてとなる浮体式海流発電施設の実証実験が実際に行われており、着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・維持コスト低減等に向けて、国際標準の動向も踏まえつつ、その構造の簡素化等につながる安全設計手法の確立を目指す。

項目2-2 小水力発電等の推進

登録制による従属発電の推進

A

1. 平成28年度の実績

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

従属発電件数

平成20～24年度平均(登録制度導入前):9件

平成28年度実績:22件

※ダム等から放流される流水を利用した発電を除く。

2. 平成29年度の取組

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

登録制の活用により、従属発電の導入を促進する。

小水力発電プロジェクト形成の支援

A

1. 平成28年度の実績

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

また、小水力発電を検討している事業者等向けに、登録制及び取得に当たってのポイントの説明、設置事例の紹介、河川管理者の相談窓口などを記載したガイドブックを作成し、国土交通省HPで公開している。

窓口相談件数

平成27年度:77件

平成28年度:50件

相談窓口にご相談があったプロジェクトについて、登録制にかかる手続き等の支援を行い、結果、平成28年度は19件の登録(許可)を行った。

2. 平成29年度の取組

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

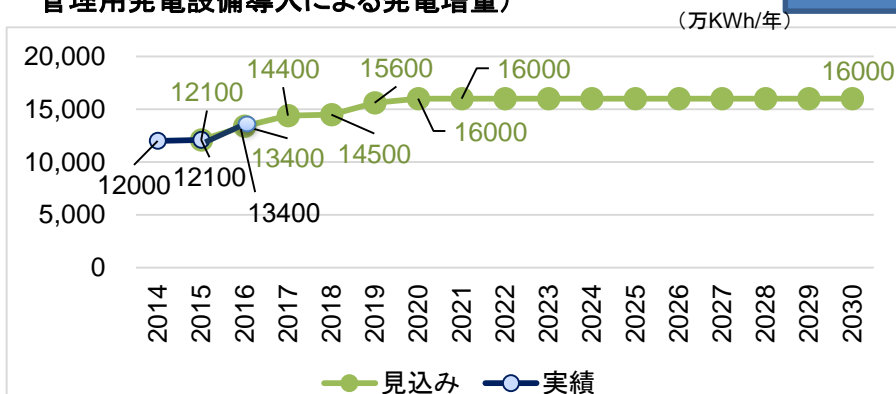
河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援する。

項目2-2 小水力発電等の推進

小水力発電設備の設置等

A

1. 対策評価指標(直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量)



1. 平成28年度の実績

直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。

2. 平成29年度の取組

- ・直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入。
- ・砂防堰堤において引き続き発電設備の導入を支援。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。また、砂防堰堤において発電設備の導入を支援。

■直轄管理ダム等において、導入可能性の「総点検」結果に基づき、ダム管理用発電を積極的に導入

導入前

導入後



■砂防堰堤については、小水力発電の導入を支援

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及

1. 対策評価指標

1-8 下水汚泥エネルギー化率（P31参照）

B

2. 平成28年度の実績

下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証成果を踏まえ、技術のガイドライン(案)を策定し公表した。

下水道資源の有効利用技術として、15年度からの継続実証として、バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術の実証を1件、下水処理水の再生処理システムに関する実証を1件実施した。

中小処理場向けの汚泥有効利用技術として、新たに下水汚泥の肥料化・燃料化の技術実証を2件実施した。

3. 平成29年度の取組

下水汚泥の効率的なエネルギー利用に向け、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証を実施した。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、地方公共団体の厳しい財政事情や更新を迎えた下水道施設の改修等の財政負担の増大等の影響により、2015年目標20%に対し、実績は約16%に留まり、想定よりも対策が進捗しなかったと考えられる。

5. 対策・施策の追加・強化等

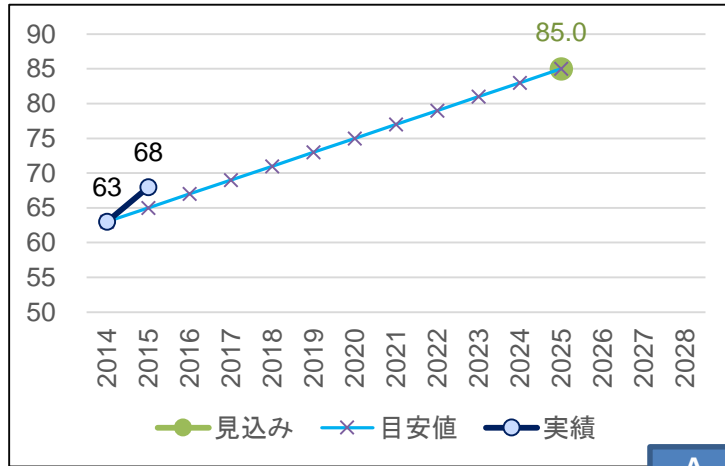
今後はガイドラインの周知・活用推進等を行い、下水道管理者による改正下水道法の着実な実施を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

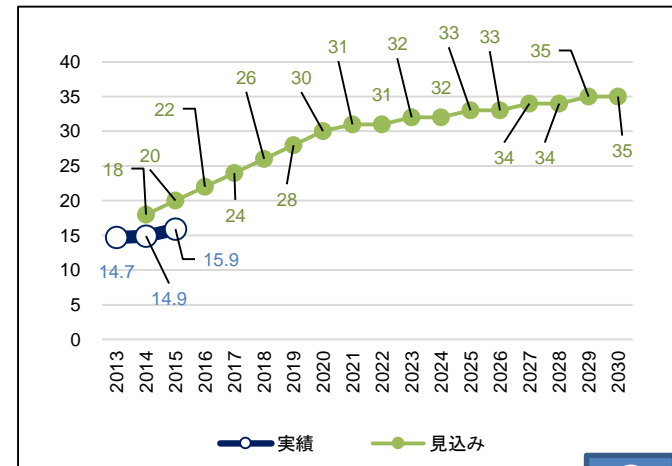
1. 対策評価指標

(下水污泥リサイクル率) (%)



A

(下水污泥エネルギー化率) (%)



C

2. 平成28年度の実績

社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

下水污泥エネルギー化技術ガイドラインの普及促進を図る。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、下水污泥の肥料化・燃料化技術の実証を行った。

3. 平成29年度の取組

引き続き引き続き社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

下水污泥エネルギー化技術ガイドラインの普及促進を図る。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型污泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証の実証を行った。

4. 評価

下水污泥エネルギー化率については、地方公共団体の厳しい財政事情や更新を迎えた下水道施設の改修等の財政負担の増大等の影響により、2015年目標20%に対し、実績は約16%に留まり、想定よりも対策が進捗しなかったと考えられる。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後はガイドラインの周知・活用推進等を行い、下水道管理者による改正下水道法の着実な実施を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

公共インフラ空間（官庁施設、下水道、道路、公園、港湾、空港等）における太陽光発電設備の導入促進

A

1. 平成28年度の実績

- 下水処理場においては、固定価格買取制度(FIT)を活用し、民間事業者への処理場敷地を貸付するなど、下水処理場における太陽光パネルの設置を推進。
- 道路施設においては、道路管理者として、サービスエリアや道の駅等において太陽光等の再生可能エネルギー発電設備を活用。また、道路区域や都市公園においては、民間事業者等が太陽光発電設備等を占有物件として設置することが可能。
- 港湾施設においては、港湾管理者によって太陽光発電設備の導入を推進。
- 空港施設においては、空港の運営に伴うエネルギー消費量の削減等に取り組むエコエアポートの取組を推進。
- 官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。

2. 平成29年度の取組

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進していく。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進していく。

道路施設



名古屋環状2号線
(名古屋市・2000kW規模)

空港施設



羽田空港・貨物ターミナル
(国際線・2,000kW規模)

官庁施設



西ヶ原研修合同庁舎
(東京都北区・20kW規模)

下水処理場



神奈川水再生センター
(横浜市・約900kW規模)

港湾施設



横浜港
(横浜市・300kW規模)

項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

A

1. 平成28年度の実績

- ・次期長期再解析のための気候同化システムの開発を実施した。
- ・数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を実施した。

2. 平成29年度の取組

- ・引き続き次期長期再解析のための気候同化システムの開発を継続するとともに、入力データとして用いる観測データ及び境界値データの整備を実施した。
- ・引き続き数値予報モデルに関する技術開発を継続した。

3. 評価

最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析の実施に向けて、気候同化システムの開発を実施するとともに、入力データとして用いる観測データ及び境界値データの整備を実施するなど、取組を着実に実施した。

また、数値予報モデルの精緻化に向けて、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を着実に実施した。

4. 対策・施策の追加・強化等

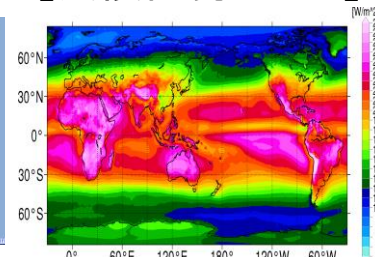
- ・発電施設の立地選定に係る気象条件の事前評価に利用可能な気象資料として、1958年から現在までの期間にわたって一貫した品質を持つ気候の再現データ「気象庁55年長期再解析(JRA-55)」を気象業務支援センター等を通じて提供している。
- ・今後は最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析を実施し、より精度の高い気候の再現データを提供する。
- ・再生可能エネルギーの発電予測及び電力消費予測に資する正確な気象情報を提供するため、気象予測の精度を継続的に向上させていく。

【観測データ】



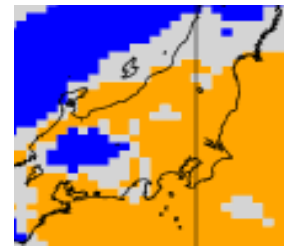
風の観測値

【気候再現データ】



世界の年平均太陽放射量

【予測データ】



数値予報から算出した
天気分布図

安定運用

発電量の適切な予測に
基づく、発電設備の効
率的・安定的な運用

立地選定

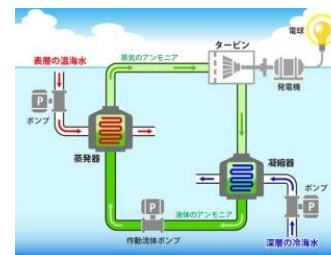
効率的な発電を行うた
めに、どの地域に発電
設備を設けるかの検討



風力発電



太陽光発電



柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

燃料電池自動車に係る基準の整備等

A

1. 平成28年度の実績

(道路運送車両法の保安基準の取組)

「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」の国内導入に向けて、道路運送車両法の保安基準等の改正を行い、平成28年6月に公布・施行を行った。これに伴い、燃料電池自動車の認証の相互承認が可能となった。

(建築基準法の取組)

小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準を踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行った。

2. 平成29年度の取組

(道路運送車両法の保安基準の取組)

(建築基準法の取組)

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示(平成17年国土交通省告示第359号)を定めた。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

—

—

水素社会実現に向けた安全対策

A

1. 平成28年度の実績

陸上試験及び実船試験を実施し、その成果を踏まえ、安全ガイドラインの策定に向けた検討を行った。

2. 平成29年度の取組

大容量燃料電池による実船試験を行うとともに、IGFコード(国際ガス燃料安全コード)のガス安全の考え方を取り込むことで、安全ガイドラインを策定する。

3. 評価

燃料電池船の実用化に向け、安全面に係る技術的課題を整理し、暫定ガイドラインを作成しており、着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成29年度で事業は終了。平成30年度からは環境省と連携し、船舶における水素利用拡大に係るロードマップの策定を実施予定。

<現在の主要施策>

水素社会実現に向けた安全対策

平成29年度予算 28百万円

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

液化水素の海上輸送体制の確立

A

1. 平成28年度の実績

我が国主導のもと、平成28年11月、国際海事機関(IMO)の第97回海上安全委員会(MSC)において、液化水素運搬船の安全基準案が暫定勧告として採択され、平成29年1月に同暫定勧告に則り実証船を建造・就航することを日豪間で確認した。

2. 平成29年度の取組

安全基準の取組みについては平成28年度に達成済み。水素サプライチェーンの構築/水素の利活用については、経済産業省が引き続き推進していく。

3. 評価

我が国主導のもと、液化水素運搬船の安全基準案が暫定勧告として採択されており着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

安全基準の取組みについては、平成28年度に達成済み。水素サプライチェーンの構築/水素の利活用については、経済産業省が引き続き推進していく。

パイロットプロジェクト 2020年頃に実証試験開始予定

パイロット荷役基地
(神戸市 神戸空港北東部)



パイロット船イメージ



商用プラントのイメージ

褐炭から水素を製造
(製造時に発生するCO₂は豪州で処理)

ラトロブバレー

- 【未利用資源 褐炭】
- ・水分が多く輸送効率が低い
 - ・自然発火の危険性あり

メルボルン

● ブリスベン

● シドニー

● キャンベラ

日本へ海上輸送



商用船イメージ

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3 - 1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進

A

1. 平成28年度の実績

「国土交通省気候変動適応計画」に記載の分野における気候変動の影響及び適応策に関する普及・啓発セミナーを実施した。

2. 平成29年度の取組

関係省庁と連携して「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018 ～日本の気候変動とその影響～」を作成し、一般の方が気候変動への対策を考える際に役立つ最新の科学的知見を提供した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後、同計画に基づき、総合的な対策を推進する。

気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供

A

1. 平成28年度の実績

- ・気象庁気象研究所が開発した水平解像度5kmの地域気候モデルによる日本を対象とする詳細な予測結果について解析を行い、その結果を「地球温暖化予測情報第9巻」として公表した。
- ・海洋、大気環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2015」として公表した。

2. 平成29年度の取組

- ・「地域適応コンソーシアム事業」(環境省・農林水産省・国土交通省)や地方公共団体等における対策実務者の会議等を通じて、「地球温暖化予測情報第9巻」等の解説や普及を行った。
- ・海洋、大気環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2016」として公表した。

3. 評価

地方公共団体における気候変動への適応策策定等に貢献するため、「地球温暖化予測情報第9巻」の解説や普及を行うなど、取組を着実に実施した。

また、地球温暖化の緩和策や適応策策定に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報の提供を着実に実施した。

4. 対策・施策の追加・強化等

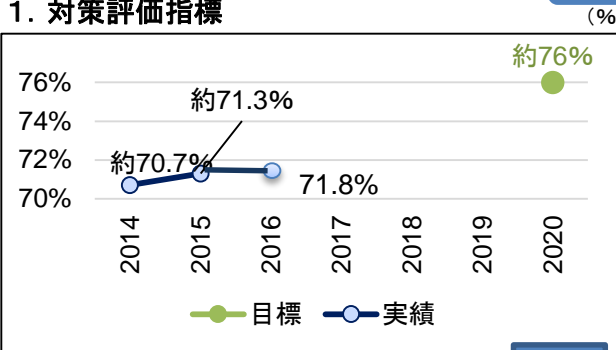
- ・都道府県単位の新たな温暖化予測情報の提供を行う(平成31年度まで)。
- ・引き続き海洋、大気環境の観測・監視を実施し、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報等を提供する。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

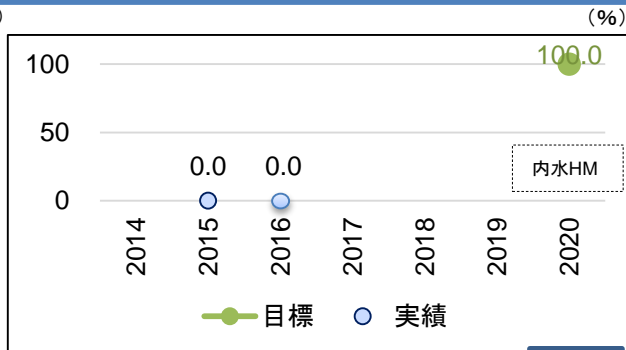
水害に対する適応策の推進

1. 対策評価指標



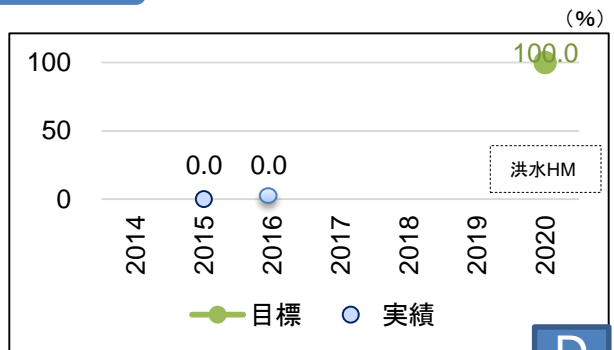
(人口・資産集積地区等における河川整備計画
目標相当の洪水に対する河川の整備率)

D



(最大クラスの**内水**に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

D



(最大クラスの**洪水**に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

D

2. 平成28年度の実績

- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・最大クラスの洪水・内水・高潮に対応したハザードマップの作成及び水位周知下水道制度の運用の促進に向けて、平成28年4月にガイドライン等を公表するとともに、地方公共団体に対し検討手順等に関する説明会を実施。
- ・洪水については浸水想定区域の指定を推進するとともに、内水・高潮については三大湾等の地方公共団体と連携して、水位周知下水道・水位周知海岸の指定に向けた取組を促進。

3. 平成29年度の取組

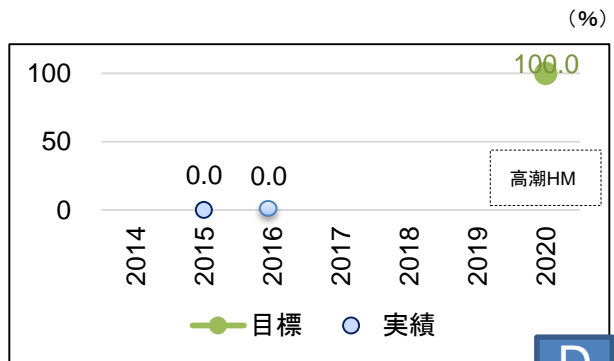
- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・洪水については、直轄管理河川全109水系の最大クラスの洪水浸水想定区域を指定。また、都道府県管理河川は、引き続き最大クラスの洪水浸水想定区域の指定を促進。
- ・内水については、地下街を有する都市等の地方公共団体と連携し、最大クラスの内水に対する浸水想定区域及び水位周知下水道の指定に向けた取組を促進。
- ・高潮については、三大湾等の地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進。

4. 評価

- ・河川の整備については、ダムや放水路などは完成することで効果が発現されることから、これらの施設については事業進捗が進捗率に反映されていないものの、事業は着実に進捗している。
 - ・訓練実施のためには、対象とする河川・下水道・海岸を指定し、浸水想定区域図を作成した後に、ハザードマップを作成する必要がある。
- まだ数値は増加していないが、浸水想定区域図の公表が平成28年度から始まりハザードマップを作成するなど、訓練実施に繋がる取組は着実に進捗。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。
- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップの作成・公表及び訓練の実施については、平成29年5月の水防法改正に基づき、大規模氾濫減災協議会を通じて関係者が連携して取組を推進。



(最大クラスの**高潮**に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

D

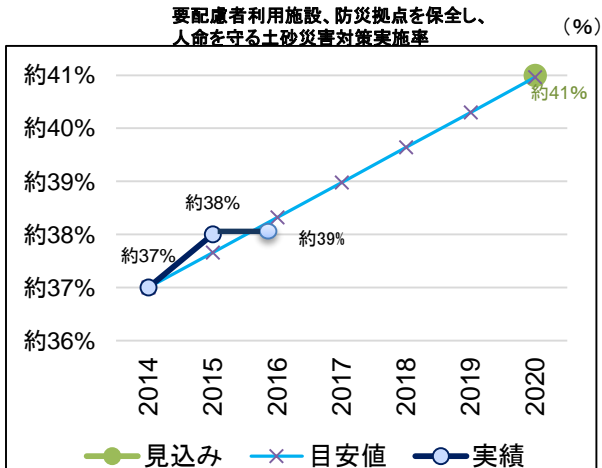
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

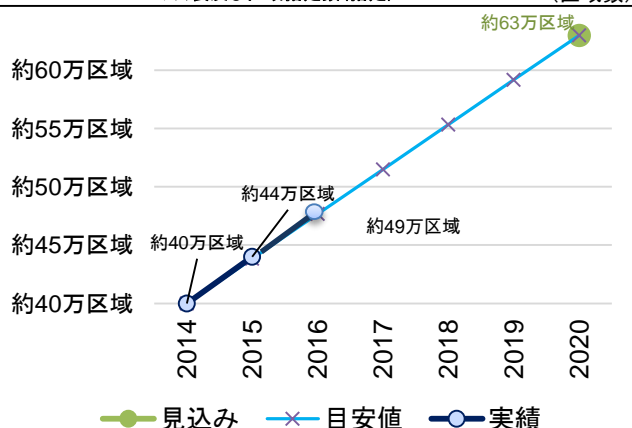
土砂災害に対する適応策の推進

1. 対策評価指標

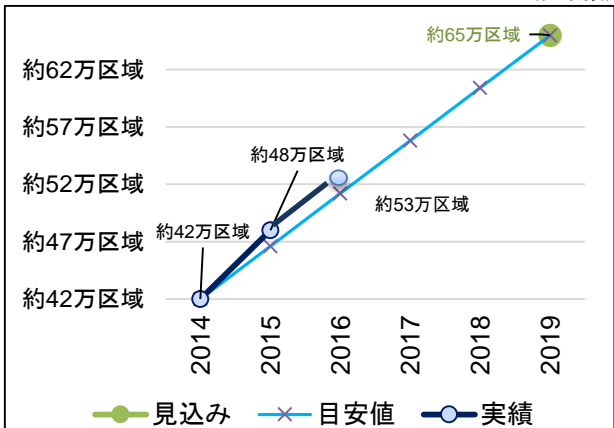
要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定数(指定)



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定数(公表)



1. 平成28年度の実績

A

- ・土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施
- ・病院、老人ホーム、幼稚園等の要配慮者利用施設や防災拠点を保全する土砂災害対策の実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等

2. 平成29年度の取組

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等を着実に推進。
土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等を着実に推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等について取り組んで行く。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策

A

1. 平成28年度の実績

高潮等の災害から物流・産業機能が集積する我が国の港湾を守るため、平成29年1月に「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」を設置し、気象・海象情報等をトリガーとして事前に取りべき行動をまとめる「フェーズ別高潮対応計画」の策定など高潮対策の考え方について検討を開始した。

2. 平成29年度の取組

「フェーズ別高潮対応計画」の策定方法等を取りまとめた「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」を平成30年3月に策定・公表するとともに、先行して三大湾において「フェーズ別高潮対応計画」を策定・公表した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後、港湾管理者・海岸管理者、港湾立地・利用企業等関連主体に対しガイドラインの周知を図るとともに、ガイドラインに基づき、関係者の連携による高潮対策を推進する。

海岸における気候変動の影響への適応策の推進

A

1. 平成28年度の実績

三大湾等に存する海岸において、各都府県における高潮浸水想定区域の検討が着手され、国としても必要な技術的支援を行った。（平成27年5月に水防法を改正し、高潮に係る水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定制度を創設した。同年7月に「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を取りまとめた。）

2. 平成29年度の取組

三大湾等に存する海岸において、各都府県が高潮浸水想定区域の公表に向けて検討を行い、国としても必要な技術的支援を引き続き行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、各都府県における高潮浸水想定区域の検討について、必要な技術的支援を行っていく。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水資源分野における気候変動適応策の推進

A

1. 平成28年度の実績

有識者による検討会を開催し、渇水対応タイムラインを作成するためのガイドライン(試行案)を作成した。

複数の地域において地下水マネジメントの先進事例を調査し、推進するための手法を検討した。

また、地方公共団体等における実務担当者のための手引き「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」を公表した。

2. 平成29年度の取組

ガイドライン(試行案)に基づき、渇水対応タイムラインの作成を試行するとともに、ガイドラインの改善点を整理し、有識者の意見を踏まえ、ガイドライン(案)を策定した。

地方公共団体等の実務担当者に向け、地下水マネジメントの初期段階に役立つ情報をまとめた「地下水マネジメント導入のススメ」を公表した。

地下水マネジメントの先進事例や地方公共団体等の制定している条例等を調査し、推進のための手法の検討を行った。

また、「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」への理解を深めるために、地方公共団体職員を対象とした勉強会を開催した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も有識者の意見を踏まえ、確実に施策を進捗させていく。

北極海航路の利活用に向けた環境整備

A

1. 平成28年度の実績

北極海航路の利用動向や課題等の調査や第2回日露運輸作業部会次官級会合(平成27年11月)を通じたロシア側への働きかけを行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」を2回開催(第3回:平成27年6月、第4回:平成28年2月)し、関係省庁、民間事業者との情報共有を図った。

2. 平成29年度の取組

北極海航路の利用動向や課題等の調査や第3回日露運輸作業部会次官級会合(平成28年8月)を通じたロシア側への働きかけを行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」を2回開催(第5回:平成28年6月、第6回:平成29年2月)し、関係省庁、民間事業者との情報共有を図った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、北極海航路に係る調査を行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」を開催し、関係省庁、民間事業者との情報共有を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 項目 4 - 1 健全な水循環の確保等の推進
- 項目 4 - 2 海の再生・保全
- 項目 4 - 3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 項目 4 - 4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の
充実強化

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

流域の総合的かつ一体的な管理

A

1. 平成28年度の実績

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・手引き・事例集の公表(平成28年4月)
 - ・モデル調査の実施(平成28年10月～平成29年3月)
 - ・流域水循環計画(17計画)の公表(平成29年1月)
 - ・水循環施策に関する支援窓口開設など(平成29年1月)
- 【普及啓発】
- ・「平成27年度水循環施策」(水循環白書)を閣議決定(平成28年5月)

2. 平成29年度の取組

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「流域マネジメントの手引き」、「流域マネジメントの取組事例集」公表(平成30年3月)
- ・「先進的な流域マネジメントに関するモデル調査」実施(平成29年6月～平成30年3月)
- ・「流域水循環計画」の公表(平成29年4月:10計画、平成30年1月:2計画、合計29計画)

【普及啓発】

- ・「平成28年度水循環施策」(平成29年版水循環白書)を閣議決定(平成29年5月)
- ・初めての「水循環シンポジウム2017」開催(平成29年11月)

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

平成29年度以降は、手引き・事例集の改定、モデル調査実施、「流域水循環計画」公表、シンポジウム実施などの必要な支援を実施。

流域関係者連携による河川等の水質改善の推進

A

1. 平成28年度の実績

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。また、17,437人の参加を得て50地点で水生生物調査を実施し、約62%の地点で「きれいな水」と判定された。

2. 平成29年度の取組

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

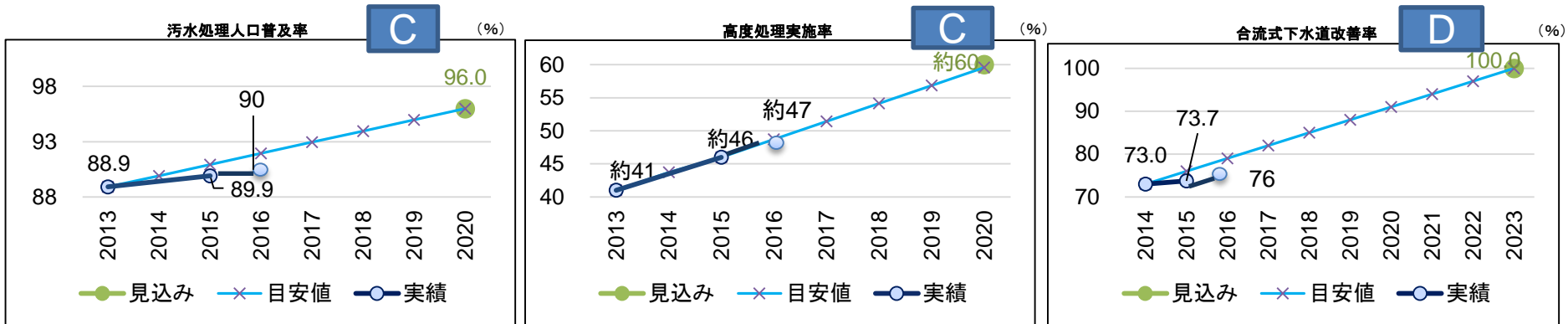
引き続き第4次環境基本計画に位置づけられた「流域全体を視野に入れた関係者間連携による水循環の健全化に向けた取組」を推進

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

下水道整備による水環境改善

1. 対策評価指標



2. 平成28年度の実績

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消を目的として、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設との連携を一層強化しつつ、下水道の整備の推進を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

3. 平成29年度の取組

引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備の推進を支援している。

4. 評価

- ・汚水処理人口普及率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。現在は、平成30年度末までに都道府県構想の策定(見直し)を要請しており、これを踏まえた着実な汚水処理施設整備を推進しているため、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・合流改善率については、H35年度までに下水道法施行令対応が求められる19都市1流域下水道において合流改善事業が実施されており、H35年度には目標数値を達成できる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたアクションプランや都道府県構想の見直しを要請しており、これを集計、分析して技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

ダムの弾力的管理

A

1. 平成28年度の実績

ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験により、ダム下流の河川環境の保全に取り組んだ。平成28年度は、21ダムでダムの弾力的管理及び弾力的管理試験に取り組み、このうち19ダムで弾力的管理により生み出した水を使った活用放流を行った。

2. 平成29年度の取組

引き続き、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。

水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

A

1. 平成28年度の実績

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

取水による減水区間の清流回復距離

平成27年度(累計): 5,770km

平成28年度(累計): 5,800km

(※対策初年度は昭和63年)

2. 平成29年度の取組

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き発電ガイドラインを活用することにより、減水区間の清流回復を促進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

雨水貯留・浸透施策の整備等

A

1. 平成28年度の実績

関東・中部・近畿都市圏の8河川において、特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川・流域に指定し、浸水被害の防止のための雨水貯留施設等の流域対策を行った。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行った。

- ・特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置（H16創設）特定都市河川浸水被害対策法9条に基づき設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減する

2. 平成29年度の取組

- ・継続的に自治体により雨水貯留浸透施設等の流域対策を行っている
- ・雨水貯留浸透施設整備促進税制についても継続実施。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、関東・中部・近畿都市圏の8河川において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設等の流域対策を行う。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行う。

ダム貯水池における水質保全対策

A

1. 平成28年度の実績

ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するため、選択取水設備や曝気循環設備を運用するなどの水質保全対策を実施した。

2. 平成29年度の取組

引き続き、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

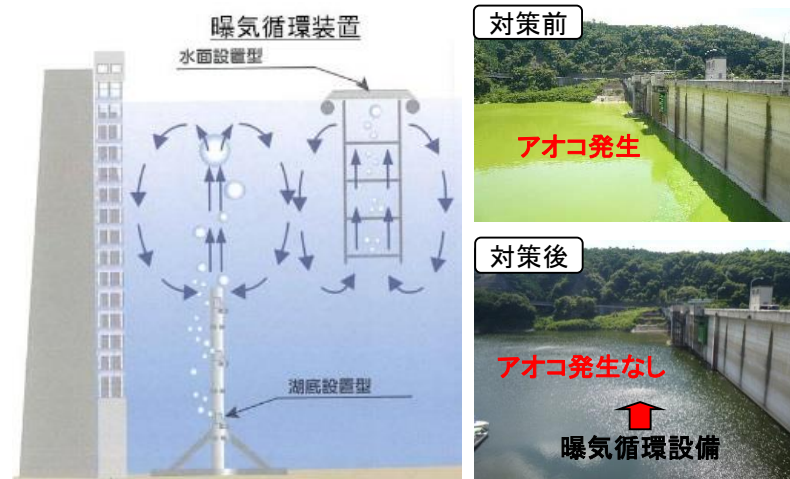
3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

【参考】水質保全対策の事例（曝気循環設備の運用）



柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

総合的な土砂管理の取組の推進

B

1. 平成28年度の実績

下流への土砂還元対策として、土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進した。また河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進した。

<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/dosyakanri.html>

2. 平成29年度の取組

引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

多様な水源の確保

A

1. 平成28年度の実績

複数の地域において地下水マネジメントの先進事例を調査し、推進するための手法を検討した。
また、地方公共団体等における実務担当者のための手引き「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」を公表した。
新世代下水道支援事業制度により、下水処理水や雨水利用に係る取組を支援した。

2. 平成29年度の取組

地方公共団体等の実務担当者に向け、地下水マネジメントの初期段階に役立つ情報をまとめた「地下水マネジメント導入のススメ」を公表した。

地下水マネジメントの先進事例や地方公共団体等の制定している条例等を調査し、推進のための手法の検討を行った。

また、「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」への理解を深めるために、地方公共団体職員を対象とした勉強会を開催した。

新世代下水道支援事業制度により、下水処理水や雨水利用に係る取組を支援した。また、下水再生水利用を促進するため、「渇水時等における下水再生水利用事例集」を策定し公表した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は検討した手法や事例、補助等を全国に広く展開し、関連する施策が推進される。

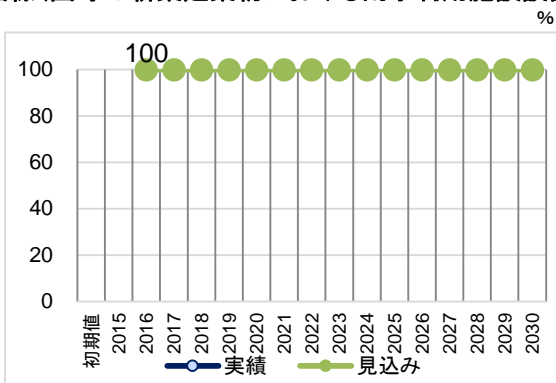
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進

1. 対策評価指標(国等の新築建築物における雨水利用施設設置率)

A



1. 平成28年度の実績

雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月)以降に事業に着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象であり、平成28年度における目標の対象となる建築物は1棟。そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は1棟。したがって、目標の達成状況は100%であった。また、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」の適用を開始し、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進した。

2. 平成29年度の取組

官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する(平成29年度以降に完成予定の建築物で雨水利用施設の設置を計画している建築物は30棟)。

平成29年度における目標の達成状況については平成30年12月に公表予定。

3. 評価

着実に進捗している

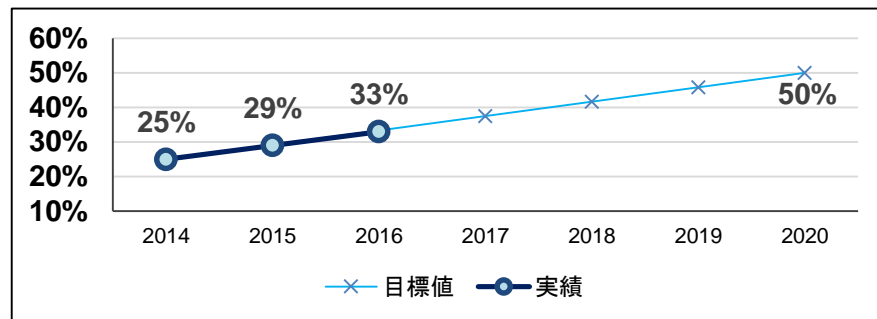
4. 対策・施策の追加・強化等

今後も官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。

魅力ある水辺の創出

1. 対策評価指標(水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合)

A



2. 平成28年度の実績

水辺の賑わい創出に向け、平成28年6月2日より、民間企業等がオープンカフェ等を用いて河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3年以内」から「10年以内」へと延長した。併せて、民間事業者等の方々にも気軽にご利用いただける「かわまちづくりよろず相談窓口(略称:かわよろず)」を、水管理・国土保全局内に開設した。平成28年度末には、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合は33%となっている。

かわまちづくり計画の登録件数は、平成28年度末時点で169箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。

3. 平成29年度の取組

平成29年度は、河川管理者、自治体や民間事業者等が参加する「かわまちづくり全国会議」を実施し、約270名の参加を得た。

4. 評価

施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合の増加に向け、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

良好な海域環境の保全・再生・創出

A

1. 平成28年度の実績

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを東京港、阪南港、尾道系崎港等において実施した。

2. 平成29年度の取組

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを東京港、阪南港、尾道系崎港等において引き続き実施した。

3. 評価

干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生を図る。

<事例> 尾道系崎港高尾干潟



油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

A

1. 平成28年度の実績

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約7,400m³の漂流ごみを回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船3隻が油回収訓練を実施。

2. 平成29年度の取組

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において2018年1月末までに約8,300m³の漂流ごみを回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船3隻が油回収訓練を実施。

3. 評価

閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ、油の回収を実施する。また、油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

A

1. 平成28年度の実績

- ・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。
- ・平成28年8月、東京湾環境一斉調査を実施。
- ・東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え行動するきっかけを提供する場として、平成28年10月に東京湾大感謝祭2016が横浜市で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等が参加した「海の再生全国会議」を平成29年2月に東京都港区で開催。
- ・平成29年3月、東京湾の再生のための行動計画(第二期)の第一回中間評価を実施。
- ・平成29年3月、広島湾再生行動計画(第二期)を策定。

2. 平成29年度の取組

- ・平成29年3月、伊勢湾再生行動計画(第二期)を策定。
- ・平成29年8月、東京湾環境一斉調査を実施。
- ・平成29年10月、東京湾大感謝祭2017が横浜市で開催。
- ・平成30年2月、第12回海の再生全国会議を大阪市で開催。

3. 評価

東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されているとともに、東京湾においては「東京湾再生官民連携フォーラム」等と連携して東京湾再生の取組が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。
- ・東京湾においては、引き続き、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会やPT活動を行い、東京湾再生に向けた取組を推進していく。

海域浄化対策事業の推進

D

1. 平成28年度の実績

該当する事案がなかったため、実績なし。
(平成27年度は青森県の海岸保全区域内で座礁したカンボジア船籍の貨物船アンファン8号の処理を実施した。)

2. 平成29年度の取組

該当する事案がなかったため、実績なし。

3. 評価

該当する事案がなかった。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、必要に応じて当該事業制度を活用し、海域浄化対策を推進していく。



へドロ除去等による海域浄化実施事例

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

豊かで美しい海岸の環境の保全と回復

A

1. 平成28年度の実績

様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。

新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で事業を実施した。

2. 平成29年度の取組

上記の海岸等において当該事業を実施した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。



(例:新潟港海岸の養浜)

漂流・漂着ごみ対策

A

1. 平成28年度の実績

5県において災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施し、合計約7.4万m³の流木等を処理した。

2. 平成29年度の取組

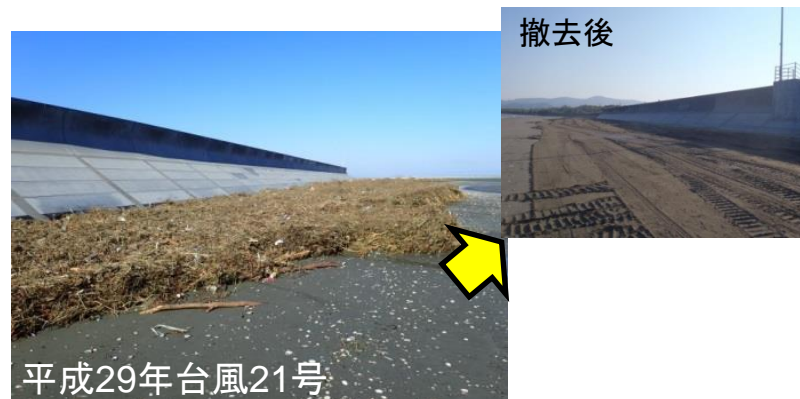
10県において当該事業を実施し、合計約2.6万m³の流木等を処理した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、当該事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進していく。



(例:宇治山田港海岸の流木等撤去状況)

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

バラスト水管理の適正化

A

1. 平成28年度の実績

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が平成29年9月8日に発効した。

条約発効に伴い、我が国は条約のガイドラインに沿って、バラスト水処理設備の承認を進めており、平成28年度末時点で、8型式に承認を与えている。

2. 平成29年度の取組

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されている。

平成28年9月8日に条約の発効要件が充足し、平成29年9月8日に発効した。国内法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正(改正海防法)についても発効日から施行された。

3. 評価

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されている。日本国籍船舶に搭載可能な処理設備の承認を適切に進めることで、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進を図っている。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、処理設備の承認を適切に進める予定である。

船舶検査等執行体制の充実

A

1. 平成28年度の実績

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,196件行った。

海防法に基づく検査実績

3,196件(2016年度)
2,378件(2015年度)
2,181件(2014年度)

2. 平成29年度の取組

申請により検査を執行するため、検査の実績見込みを算出することは困難であるが、引き続き海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき環境基準に適しているか適切に検査を執行していく。

3. 評価

平成28年度は、海洋汚染等防止法に基づく船舶検査を3,196件行い、基準に適合していることを確認した。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き適切な船舶検査を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

サブスタンダード船対策の推進

A

1. 平成28年度の実績

平成28年度は5490件の外国船舶に対するPSCを実施した。

2. 平成29年度の取組

平成29年度は、5200件超の外国船舶に対するPSCを実施し、MARPOL条約の不適合を含む欠陥を指摘し、是正させる見込み。

3. 評価

平成28年度は、5490件の外国船舶に対するPSCを実施し、MARPOL条約不適合を含む欠陥を指摘し、是正させた。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続きサブスタンダード船排除のため、外国船舶に対するPSCを実施する。

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査



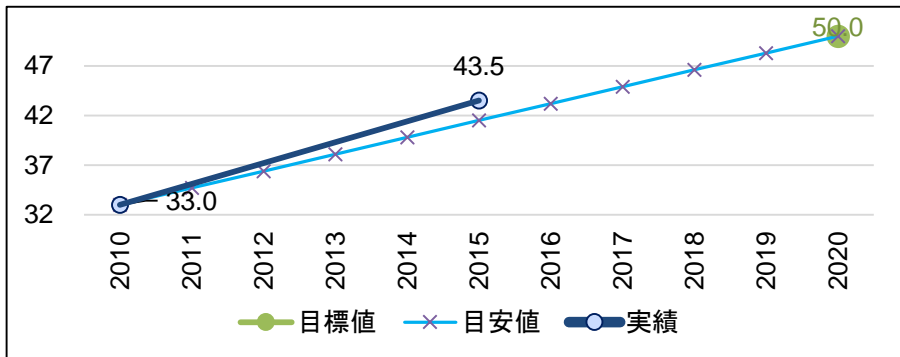
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市における生物多様性の保全の推進

A

1. 対策評価指標(生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合) (%)



2. 平成28年度の実績

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている計画割合について、平成28年度の実績は、約43%となっている。

また、「都市の生物多様性指標(素案)」を改良し、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした、「都市の生物多様性指標(簡易版)」を策定した。

3. 平成29年度の取組

昨年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の作成を検討した。

4. 評価

施策は着実に進捗している

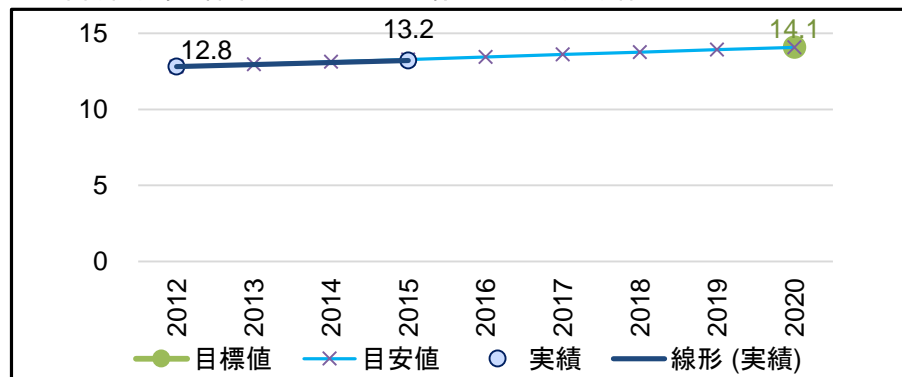
5. 対策・施策の追加・強化等

今後も、「都市の生物多様性指標(簡易版)」が地方公共団体において活用されるよう普及啓発を図り、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

A

1. 対策評価指標(都市域における水と緑の公的空間確保量) (㎡/人)



2. 平成28年度の実績

都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況

- ・都市公園等整備: 125,423ha(平成28年度末)
- ・特別緑地保全地区: 588地区 2,719ha(平成28年度末)
- ・近郊緑地保全区域: 25区域 97,330ha(平成28年度末)
- ・近郊緑地特別保全地区: 30地区 3,746ha(平成28年度末)
- ・歴史的風土保存区域: 37区域 22,487ha(平成28年度末)
- ・歴史的風土特別保存地区: 65地区 8,832ha(平成28年度末)
- ・風致地区: 762地区 170,097ha(平成28年度末)
- ・市民緑地の契約締結: 180地区 103ha(平成28年度末)
- ・保存樹、保存樹林の指定: 3,702本 214箇所 69ha(平成28年度末)

3. 平成29年度の取組

社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

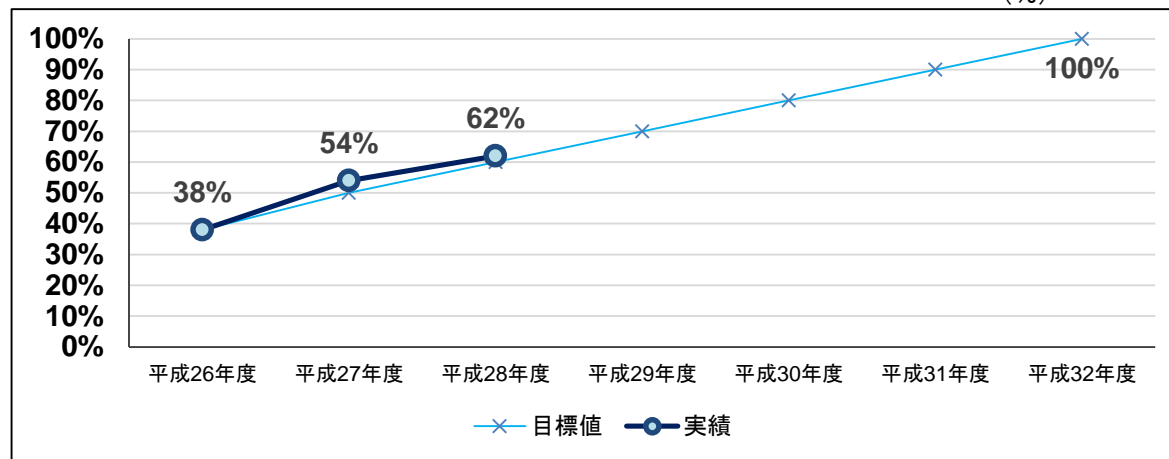
今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成

1. 対策評価指標(河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向け協議会の設置及び方針・目標の決定)



2. 平成28年度の実績

生態系ネットワーク形成に向けた取組を推進するため、関東地域において、生態系ネットワークのあり方やそれを具体化する手法、今後の河川整備事業における湿地再生に関する施策等について検討した結果を、全国の他地域へ展開した。

3. 平成29年度の取組

全ての対象水系で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標が決定されるよう、円山川、関東地域の検討結果を各地域へ展開する等して、生態系ネットワーク形成の取組を推進した。

また、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成に高い関心を持つ全国の首長から成る「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を発足し、自治体間の情報共有の推進を図ったほか、「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組みの普及を図った。

- ・水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム参加者数: 約400名

- ・水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議: 新たに5市町を加え、26市町(※)の長をメンバーとして発足。今後もメンバーを増やしつつ取組みを全国に展開。

(※)長沼町、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、越前市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、出水市

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、全ての対象水系で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標が決定されるよう、円山川、関東地域、斐伊川流域等の検討結果を各地域へ展開する等して、生態系ネットワーク形成の取組を推進する。

A

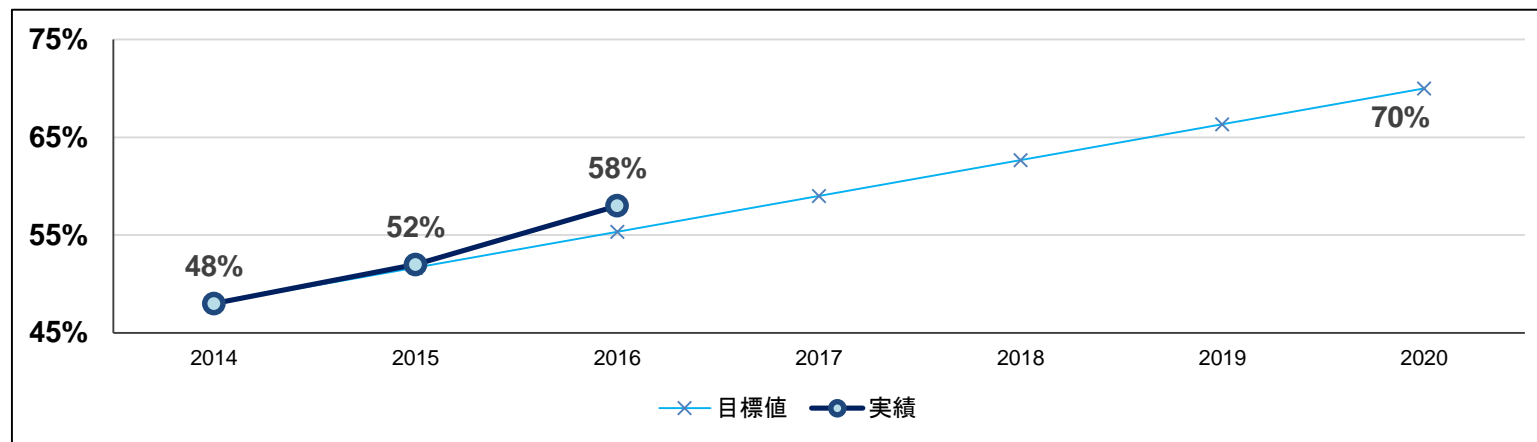
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

河川環境の整備と保全（多自然川づくり）

A

1. 対策評価指標（特に重要な水系における湿地の再生割合）（%）



2. 平成28年度の実績

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進した。

3. 平成29年度の取組

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進している。

全国多自然川づくり会議：国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」について、最近の情勢や取組事例の紹介・意見交換等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的に開催。

○平成29年度については、約160名の参加を得た。

4. 評価

施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市と緑・農の共生するまちづくりに関する検討

A

1. 平成28年度の実績

人口減少、少子高齢化等を踏まえた計画的な土地利用コントロールによる緑地・農地と調和した都市環境・都市景観の形成等を踏まえた、都市農地の保全や都市農業の多様な機能の発揮に関する検討した。

2. 平成29年度の取組

都市農業振興基本計画等を踏まえた、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施し、良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する取組を検討した。また、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布された。

3. 評価

緑地・農地が調和した潤いある豊かな都市空間の形成を図るため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、今後の施策効果が期待されることから、着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は都市緑地法等の改正を踏まえ、より一層の緑地・農地の保全や緑化を促進するための即地的な検討を行い、良好な都市環境形成に係る取組を推進する。

都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策

A

1. 平成28年度の実績

生物の生息状況を反映した継続的な都市の生物多様性確保の取組（緑地の保全・創出）が進むよう、地方自治体が容易に実施可能な生物調査手法の提案に向けた新たな調査研究の企画を行うとともに、予備的な調査を行った。

2. 平成29年度の取組

地方自治体が容易に実施可能な生物調査手法の提案（技術資料のとりまとめ）に向け、調査対象とするリファレンス種（指標種）の選定、市民モニタリングの活用、調査を効率化・省力化する新技術の導入に関わる先行・先進事例等の情報収集・把握を実施した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き調査研究を進める（次年度は、本年度の情報収集・把握結果をもとに、現場で実施可能な調査モデル案の作成を行う予定）。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

集約型都市構造の実現と連携した広域的な水と緑のネットワーク形成

A

1. 平成28年度の実績

持続可能な大都市圏形成に係る検討調査として、人口減少に対応した新たな広域緑地保全方策の在り方の検討を行った。

平成28年度末時点で、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、近郊緑地保全区域が25区域・97,330ha、近郊緑地特別保全地区が30地区・3,746ha指定されている。

また、平成27年度から、人口減少に対応した新たな広域緑地保全方策の在り方の検討を行っている。

2. 平成29年度の取組

引き続き、持続可能な大都市圏形成に係る検討調査として、人口減少に対応した新たな広域緑地保全方策の在り方の検討を行った。

また、近郊緑地保全制度の運用を担う関係地方公共団体との情報共有会を立ち上げ、意見交換や今後の保全策の検討を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は、引き続き、持続可能な大都市圏形成に係る検討調査として、人口減少に対応した新たな広域緑地保全方策の在り方の検討を行う。

グリーンインフラに関する取組の推進

A

1. 平成28年度の実績

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組推進に向けた調査検討を実施した。

また、上記の調査検討を踏まえた普及啓発資料の作成と公表を実施した。

2. 平成29年度の取組

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組推進に向け、ヒアリングや現地調査による国内外の事例研究、推進方策等の検討を実施するとともに、全国2ヶ所でセミナーを開催し普及啓発を図った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も調査検討を継続し、普及啓発のためのセミナーや、ポータルサイトの開設、地方公共団体における支援方策等の検討等を行う。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

里山砂防の推進

A

1. 平成28年度の実績

砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進した。

2. 平成29年度の取組

引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進。

平成29年度は、17箇所において山腹保全工等を実施。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進する。



間伐材を活用した山腹保全工

地域住民が参画した
森林施業

国土利用計画等に基づく持続可能な国土管理の推進

A

1. 平成28年度の実績

人口減少下における国土管理の課題に関する市町村アンケート、有識者ヒアリング等の実施を通じて課題や検討方針の整理を行った。

「複合的な効果を持つ施策の推進」と「選択的な国土利用」について、事例収集や有識者による検討会を開催し、小冊子「これからの時代の地域デザイン～いかす国土、まもる国土、つかう国土」を作成した。

2. 平成29年度の取組

平成28年度に作成した小冊子を全市区町村に配布し、自治体や地域活動団体への説明の場を設けて、情報提供した。

また、国土管理専門委員会において、「複合的な効果をもつ施策の推進」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえ、持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題とその対応について、検討した。

3. 評価

国土管理の参考となる小冊子について情報提供し、持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題と対応についても検討しており、進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、持続可能な国土管理の推進に資する検討・情報提供等を行う。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

ダム整備にあたっての環境配慮（環境アセス等）

A

1. 平成28年度の実績

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこなった。
各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

2. 平成29年度の取組

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこなった。
各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこない、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。

湖沼調査

B

1. 平成28年度の実績

宍道湖（西部地区）の湖底地形調査を実施した。
これまで整備した全国の湖沼図のうち、網走湖・西湖・精進湖の湖沼データの無償提供を開始した。
<http://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lakedata.html>

2. 平成29年度の取組

宍道湖（東部地区）の湖底地形調査を実施した。
これまで整備した全国の湖沼図のうち、温根沼などの湖沼について湖沼データの無償提供を開始した。

3. 評価

これまでに整備してきた湖沼調査の成果については、電子国土基本図を通じて広く国民に提供してきており、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画、地図帳等の基礎的資料として活用されている。

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、湖沼の湖底地形調査を実施するとともに、湖沼データを整備・提供していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

地域性植物を用いた緑化技術

A

1. 平成28年度の実績

- ・平成26年度から調査研究を開始し、緑化利用の候補となる在来草本リストの作成、撒きだし・発芽試験を通じた播種等による種苗生産方法の整理、地域と連携した在来草本緑化事例のとりまとめ等を順次実施している。
- ・調査研究の一環として、撒きだし後のモニタリングを行い、種子生産の可能性を調査するとともに、在来草本リストの作成や播種以外の方法による種苗生産方法の情報の収集整理、地域と連携した在来草本緑化事例のとりまとめ等を実施した。

2. 平成29年度の取組

- ・調査研究の一環として、播種以外の種苗生産方法である刈り取り残渣撒きだし後のモニタリングを行い、種子生産及び緑化利用の可能性を調査した。
- ・これまでの調査研究成果をもとに、現場の事業者が在来草本を活用した緑化を行う際の参考となるよう、緑化利用の候補となる在来草本の生育特性や種苗の生産方法、事業への導入方法等を解説した技術資料をとりまとめ、公表した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は、機会を通じて、技術資料の広報、周知を行い、地域性植物を用いた緑化の取組の普及を図っていく。

外来種被害防止の取組実施

A

1. 平成28年度の実績

- ・河川における外来種対策の必要性の普及啓発として教科書出版社への説明会を実施。
- ・調査研究の一環として、過年度に引き続き、在来草本の種子を採取し、発芽試験及び撒きだし等を実施した。
- ・「船舶バラスト水規制管理条約」のガイドラインに沿って、バラスト水処理設備の事前承認を進めていて、平成27年度末時点で、13型式に承認を与えている。

2. 平成29年度の取組

- ・外来種対策も含めた河川の環境保全等について、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施した。
- ・調査研究の一環として、撒きだし後のモニタリングを行い、種子生産の可能性を調査するとともに、緑化植物リストの作成や播種以外の方法による種苗生産方法の情報の収集整理、地域と連携した在来草本緑化事例のとりまとめ等を実施した。
- ・2017年9月8日に「船舶バラスト水規制管理条約」が発効予定であり、それに伴い「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」一部改正（改正海防法）についても同日で施行されるため、改正海防法の施行前の経過措置として、日本籍船舶用バラスト水処理設備の相当指定及び相当確認を進めている。2017年2月末時点で、6型式に承認（相当指定）を与えている。

3. 評価

外来種被害防止行動計画に基づく当省の施策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続きこれらの取組を継続し、我が国の外来種対策の推進に寄与したい

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

A

1. 平成28年度の実績

ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口廃熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組がそれぞれ実施されている。

2. 平成29年度の取組

引き続き、ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口廃熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組が推進されている。

3. 評価

各種取組は着実に進捗している

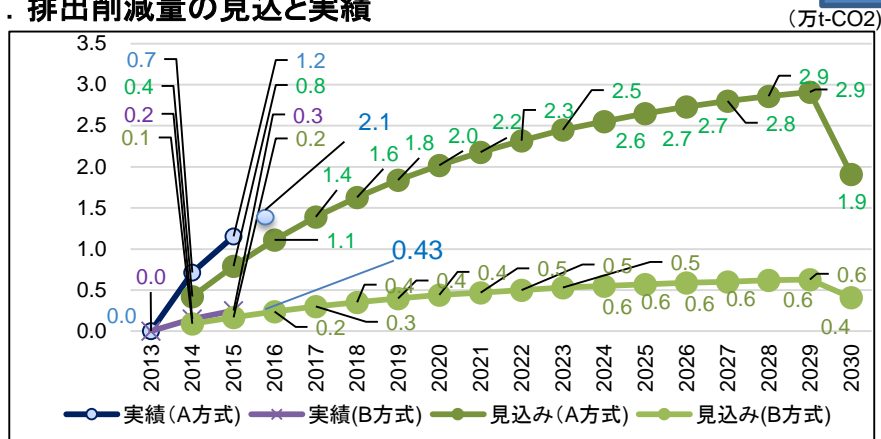
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、上記の各種取組を推進する。

「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進

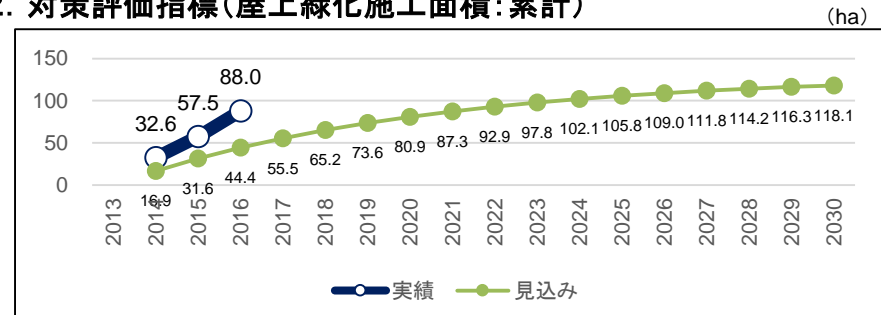
A

1. 排出削減量の見込と実績



「感覚環境の街作り」報告書(環境省)のデータを用いた算出: A方式
 「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書のデータを用いた算出: B方式

2. 対策評価指標(屋上緑化施工面積:累計)



3. 評価

見込みを超える面積を整備

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き都市緑化の推進を図る。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策及び沿道環境対策の充実強化

A

1. 平成28年度の実績

- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する舗装を施工した。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施した。

2. 平成29年度の取組

- ・「アスリート・観客にやさしい道の検討会」による提言(H28.10)を踏まえ、緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する遮熱性舗装を施工していく。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施していく。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も上記の施策を実施していく。

打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上

A

1. 平成28年度の実績

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。(把握した範囲では、全国の29団体で実施)

2. 平成29年度の取組

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、打ち水を通じて水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

空港周辺環境の改善

A

1. 平成28年度の実績

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施された。

平成28年度末における達成率は93.8%※

平成28年度の申請・実施件数は342件

※H27.5.1 国交省告示第623号による那覇空港の騒音対策区域一部拡大により、対象家屋が約1,200件増加したため、平成26年度末の達成率より減少している。

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

2. 平成29年度の取組

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施されている。

平成29年度末における達成率は現在集計中（4月予定）

平成29年度の申請・実施件数は現在集計中（4月予定）

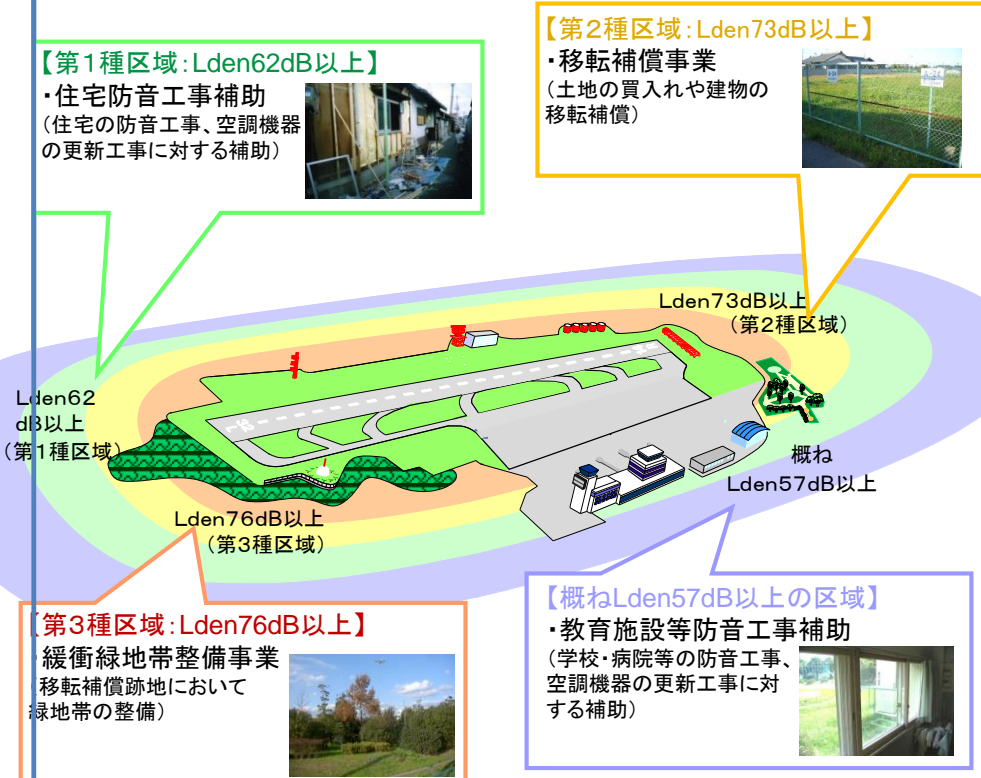
また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

3. 評価

対象となる世帯は特定されており、徐々にではあるが実績値は着実に伸びていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

目標達成に向け関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促す取組を進めることとする。



※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

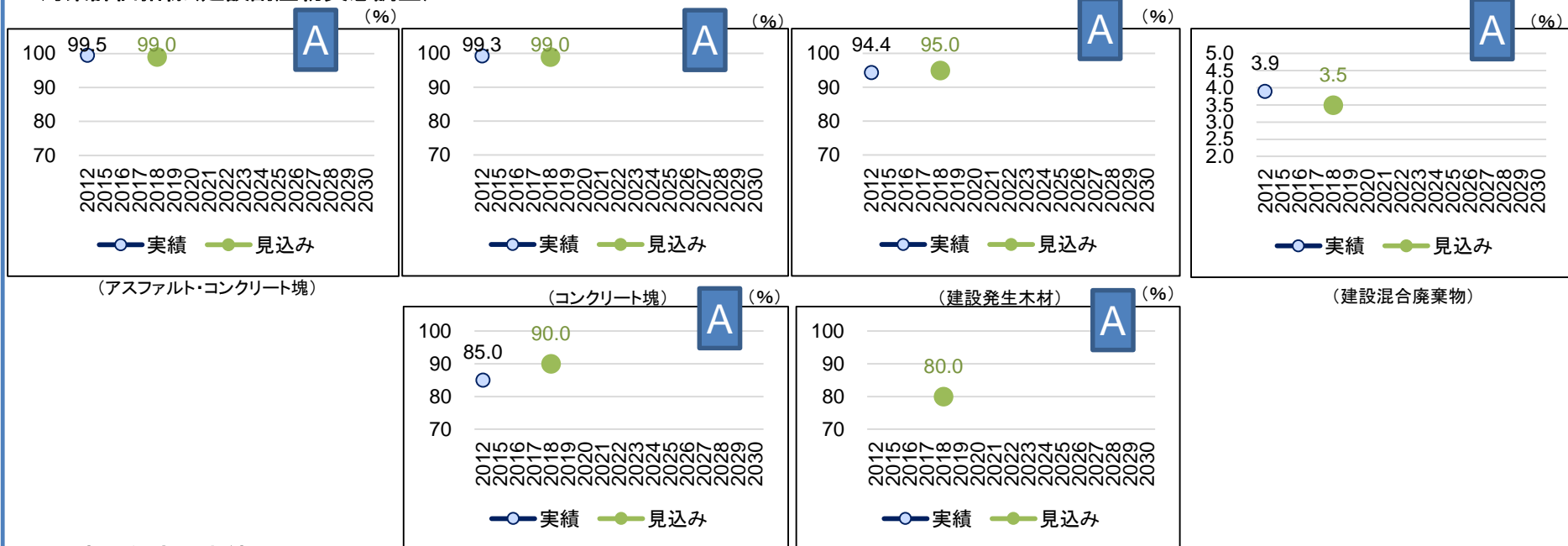
- 項目5-1 建設リサイクルの推進
- 項目5-2 既存住宅流通・リフォームの促進
- 項目5-3 リサイクルポート施策の推進
- 項目5-4 海面処分場の計画的な整備の推進
- 項目5-5 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクルの推進

1. 対策評価指標(建設副産物実態調査)



2. 平成28年度の実績

- ・建設発生土の官民有効利用試行マッチングにおいて、民間の参画促進の強化を図るため「試行マッチングへの参画方法(解説)」や「マッチングQ&A」を作成し広く周知した結果、マッチングが7件実現した。(H27.6~H29.2)
- ・東北地方建設副産物対策連絡協議会による、建設リサイクル推進計画を策定
- ・「建設リサイクル推進施策検討小委員会 第11回合同会議(H29.3.6)」を開催し、「建設リサイクル推進計画2014」に基づく各種施策についての中間的な取組み状況を報告し、概ね適切であるとの評価を頂いた。

3. 平成29年度 of 取組

- ・建設発生土の官民マッチングを拡大するため、地方公共団体及び民間企業へヒアリングを行い、マッチングルール(案)を策定。併せて民間企業を中心に周知した結果、マッチングが6件実現した。
- ・地域固有の建設リサイクルの課題解決に向けた取組みを各地方建設副産物対策連絡協議会にて実施。

4. 評価

- ・官民マッチングの実現数が6件増加しており、建設発生土の有効利用が進んでいると評価。

5. 対策・施策の追加・強化等

平成30年度は「建設リサイクル推進計画2014」の計画最終年度にあたるため、結果のとりまとめを実施するとともに「建設副産物実態調査」を実施し、目標達成状況を評価する準備を行う。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクル法の徹底

A

1. 平成28年度の実績

5月、10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

5月：8,088人・時間、現場数5,462件、助言・勧告435件

10月：7,916人・時間、現場数5,658件、助言・勧告327件

2. 平成29年度の取組

5月、10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

5月：8,321人・時間、現場数5,791件、助言・勧告354件

10月：7,959人・時間、現場数5,849件、助言・勧告360件

3. 評価

「建設リサイクル法の徹底」のため、平成14年から継続的に工事現場のパトロールを実施しており、平成28年度の建設系廃棄物の不法投棄件数は103件(直近5年平均比▲30%)に減少しているなど対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は、引き続きパトロールを実施するとともに、分別解体の徹底のために必要な情報提供等を行っていくなど建設リサイクル制度をとりまく様々な課題を克服するため、必要な措置について取り組んでいく。

公共工事における環境物品等の調達促進

A

1. 平成28年度の実績

グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進した。

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進した。

2. 平成29年度の取組

引き続き、調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、国民からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく。

3. 評価

平成28年度調達方針において、判断の基準を満足する物品の調達量の調達総量に対する割合により、目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであり、調達方針に定めた目標を概ね達成している。

引き続き、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、より適切なものとなるように検討していく。

4. 対策・施策の追加・強化等

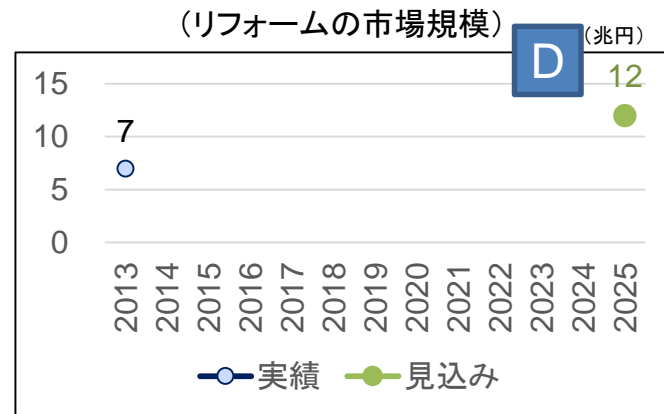
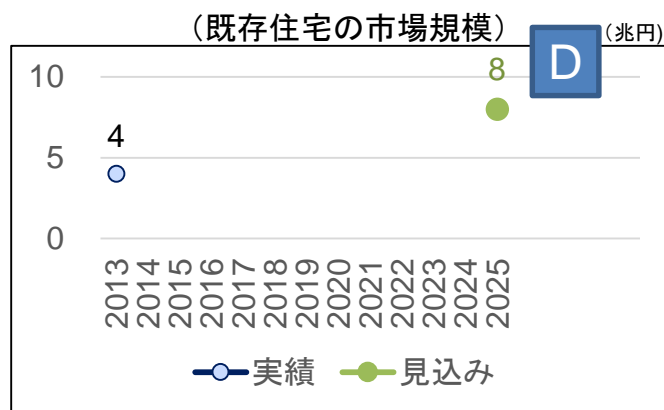
平成29年度以降の調達においても、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-2 既存住宅流通・リフォームの促進

1. 対策評価指標

既存住宅流通とリフォームの促進



2. 平成28年度の実績

- ・取引時におけるインスペクションの活用等を促進するために宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)を改正した。
- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習制度を創設した。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・長期優良住宅化リフォームに係る税制特例を創設した(平成29年度税制改正)。

3. 平成29年度の取組

- ・適正な建物評価の市場における普及・定着
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進
- ・耐震性があるなど消費者が安心して購入できる既存住宅に対し標章付与を行う「安心R住宅」制度を創設し、運用を開始。

4. 評価

※2016年度実績は未集計

統計法に基づく調査等により算出される数値であり、5年に1度しか把握できないため。次回「住宅・土地統計調査」は平成30年(予定)。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・今後も引き続き、既存住宅流通とリフォームの促進を図る。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-3 リサイクルポート施策の推進

項目 5-4 海面処分場の計画的な整備の推進

リサイクルポート施策の推進

A

1. 平成28年度の実績

静脈物流ネットワークの形成に向け、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進といった必要な支援を実施。

また、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進し、CO2排出量を削減した。

2. 平成29年度の取組

港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築する。

また、「リサイクルポート施策の高度化研究会」を開催し、鉄スクラップの海外輸出、災害廃棄物の広域処理、鉄鋼スラグ等の産業副産物の利用促進といった循環資源を取り巻く近年の社会情勢やニーズの変化に対応した新たな取組みについて検討する。

加えて、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進し、CO2排出量を削減する。

3. 評価

循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し(平成30年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

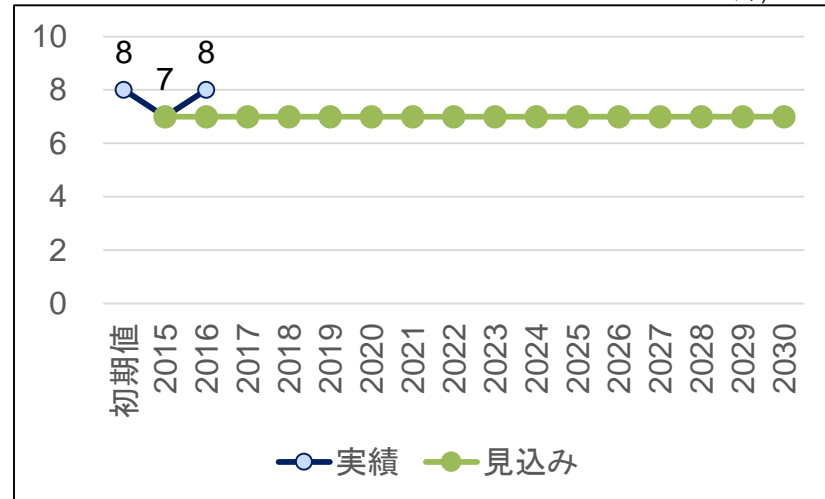
今後も引き続き、静脈物流ネットワークの形成や、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を推進する。

また、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進し、CO2排出量を削減する。

海面処分場の計画的な整備の推進

A

1. 対策評価指標(廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数) (年)



2. 平成28年度の実績

全国11港において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

3. 平成29年度の取組

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行う。

4. 評価

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は8年となり、目標値を達成している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-5 環境及び安全に配慮したシップ・リサイクルの推進

シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

A

1. 平成28年度の実績

- 主要リサイクル国であるインドの条約締結に向け、日印海事当局による政府間協議を実施。
- 我が国の条約締結に向け、国内法制化の検討を実施。

2. 平成29年度の取組

- インドの条約締結に向け、日印間の政府間協議を実施。
- 我が国の条約締結に向け、国内法制化の検討を実施。

3. 評価

シップ・リサイクル条約の早期発効に向け、主要リサイクル国であるインドの早期締結を促す取組みとして、2017年9月に開催された日印首脳会談において、我が国は、インドのシップ・リサイクル施設改善プロジェクトへのODA供与を決定するとともに、両国首脳は条約の早期締結の意思を再確認するなど、着実な進捗があった。

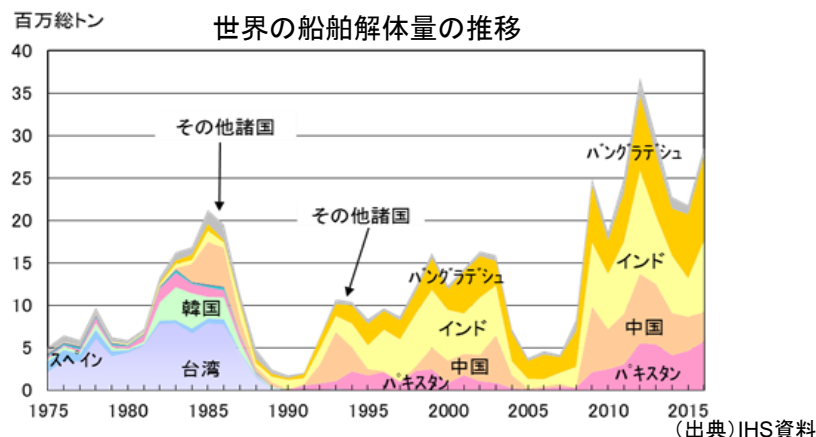
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、条約の早期発効を目指し、主要リサイクル国であるインドの条約締結に向けた取組及び我が国の条約締結に向けた国内法制化の検討を進めていく。

(参考)

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解体における労働安全の確保と環境保全を目的として、国際海事機関(IMO)にて2009年に採択された条約。主要リサイクル国が条約を締結しなければ発効要件が満たされないため、我が国はインドの早期締結を促す取組を行っている。

開発途上国におけるリサイクルの現場



シップリサイクル条約の概要



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 項目6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換
- 項目6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進
- 項目6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進
- 項目6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進
- 項目6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

コミュニケーションによる国民のかしこい環境行動への転換

A

1. 平成28年度の実績

環境に配慮した交通行動を推進するため、交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、交通環境学習(モビリティ・マネジメント教育)のさらなる普及促進を図り、自治体と小中学校への支援を行うとともに、作成した教材等を交通エコロジー教室等で活用した。

2. 平成29年度の取組

自治体及び学校への支援による継続実施、教員向け手引き書の作成、教育宣言(指針)及びテキストの普及、セミナーの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、自治体及び学校への支援による継続実施、教員向け手引き書の作成、教育宣言(指針)及びテキストの普及、セミナーの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進していく。

交通エコロジー教室の開催

A

1. 平成28年度の実績

・各地方運輸局において、可能な範囲で、国民に対する日々の行動の環境への影響に関する理解の増進、環境負荷の小さい移動の習得等に向けた取組みを実施した。

2. 平成29年度の取組

環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗していると評価できる

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き可能な範囲で、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

表彰、セミナー等の開催を通じたかしこい環境行動の推進

A

1. 平成28年度の実績

- ・関係団体と連携し、「エコドライブ活動コンクール」において、優良事業者の表彰(国土交通大臣賞)を行った。また、エコドライブ推進月間である11月に「エコドライブシンポジウム」を開催する等、広報・啓発活動に努めた。
- ・「EST(環境的に持続可能な交通)普及推進フォーラム」を開催し、講演やパネルディスカッション、地域の交通環境対策に取り組む事業者や自治体等の優良事例の共有等を通じて、ESTの普及啓発に取り組んだ。
- ・エコ通勤に関して、大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)にて2件の優れた事例を表彰した。また、地方運輸局主催のエコ通勤セミナー等を通じ、広報活動を行った。

2. 平成29年度の取組

引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

3. 評価

大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)や「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」などを通じて、優れた事業者の取組や功績を表彰するとともに、シンポジウム等によりその取組を広く紹介し、かしこい環境行動の推進に努めた。
対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

エコドライブ、ESTに関する表彰やシンポジウムの開催等による促し

- ・「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」の表彰
- ・「エコドライブシンポジウム」、「ESTフォーラム」の開催



表彰、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等によるエコ通勤の促し

- ・取組開始 : 21年6月～
- ・登録総数 : 655事業所(29年3月末現在)
- ・国土交通大臣表彰



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

A

1. 平成28年度の実績

海上貨物輸送を一定以上利用している荷主、物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定。

平成28年4月に平成27年度の認定事業者(荷主11者、物流事業者12者)を決定。同年7月に特に貢献度の高い優良事業者(荷主10者、物流事業者10者)に対して国土交通省海事局長表彰を実施した。

また、ホームページにおいてエコシップマーク導入のメリット等を公表することにより、事業者に対する普及啓発活動を実施。

2. 平成29年度の取組

平成29年4月に平成30年度の認定事業者(荷主22者、物流事業者21者)を決定。同年7月に特に貢献度の高い優良事業者(荷主20者、物流事業者17者)に対して国土交通省海事局長表彰を実施。

また、海運モーダルシフトのさらなる推進を図るため、2017年6月に公表した「内航未来創造プラン」に基づき、海運事業者、荷主企業、運送業者、行政等からなる「海運モーダルシフト推進協議会」を同年11月に立ち上げ、同協議会の下にWGを設置し、モーダルシフトに資する船舶の情報を一括して提供するシステムの構築に向けた議論を実施。

3. 評価

平成28年度までにエコシップマーク認定事業者数は、荷主が127者、物流事業者が143者であり、着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、エコシップマークの活用や海運モーダルシフト推進協議会の開催等によりモーダルシフトのさらなる促進を図る。

運輸事業者等における環境配慮活動の選択の促し

A

1. 平成28年度の実績

交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、グリーン経営認証取得に向けた講習会を開催するなど、トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各業種の認証制度の普及・促進を行った。

平成28年度においては132件の事業所が新規にグリーン経営認証を取得。

2. 平成29年度の取組

グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を継続して実施するとともに、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行うとともに、予算・助成、融資、普及啓発等の面で関係省庁や関係団体等に働きかけ、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し

A

1. 平成28年度の実績

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)が策定され、「第2 公的統計の整備に関する事項-2 分野別経済統計の整備-(3) 交通に関する統計の整備」において、内航船舶及び自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上が盛り込まれた。

よって、内航船舶輸送統計調査については平成27年4月調査から、自動車燃料消費量調査については平成28年4月調査から、月間の総燃料消費量での目標精度を確保した上で調査を実施。

内航船舶輸送統計調査については、月間の総燃料消費量を目標精度に設定した標本設計において平成27年4月から調査を開始。

自動車燃料消費量調査についても、同じく月間の総燃料消費量を目標精度に設定した標本設計の見直しを平成27年度に実施し、平成28年4月調査からの調査実施に向けて備えた。

2. 平成29年度の取組

自動車燃料消費量調査について、月間の総燃料消費量を目標精度に設定した標本設計において平成28年4月から調査を開始。

3. 評価

自動車及び内航海運分野における燃料消費量についてその精度を確保した統計調査の整備・見直しを達成した。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、交通政策・環境政策への活用及び国民への的確な情報提供等に資するため、調査を実施していく。

産業界の自主的取組（低炭素社会実行計画）の推進

A

1. 平成28年度の実績

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会第31回合同会議(平成29年6月開催)において、2014年度2015年度実績を確認するとともに、低炭素社会実行計画(2020年度目標・2030年度目標)の未策定団体等に対して、策定を促した。

2. 平成29年度の取組

国土交通省関係団体に対して、低炭素社会実行計画の目標策定に向けた意見交換を行い、すべての団体で2020年度目標・2030年度目標を策定した。また平成28年度実績等について進捗点検を実施している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、進捗点検等を通じて、自主的取組(低炭素社会実行計画の策定等)を推進していく

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進

気候変動・防災に関する知識の普及啓発

A

1. 平成28年度の実績

- ・気候講演会を9回開催した。
- ・防災気象講演会等を38回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を161回行った。

2. 平成29年度の取組

- ・気候講演会を8回開催した。
- ・防災気象講演会等を46回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を138回行った。(H30年3月20日時点)

3. 評価

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催し、また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」や地球環境に関わる「出前講座」を開催しており、気候変動・防災に関する知識の普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き気候変動・防災に関する知識の普及啓発を推進していく。

気候講演会

気候変動、地球温暖化問題の解説を行う「気候講演会」を実施



講演内容(例)

- ・地球温暖化
- ・異常気象・気候変動と農業
- ・気候変動と海洋
- ・異常気象の実態

出前講座・イベント

「防災気象情報とその利用」、「台風に備えて」等をテーマに、気象庁及び全国の気象台で展開



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

海辺の環境教育の推進

A

1. 平成28年度の実績

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国21箇所で開催した。

2. 平成29年度の取組

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国21箇所で開催の見込み。

3. 評価

全国で良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然体験・環境教育プログラムが開催されており、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。

河川における環境教育の推進

A

1. 平成28年度の実績

平成28年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所302箇所となっている。また、教科書出版社への説明会を実施。

2. 平成29年度の取組

平成29年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所302箇所の見込み。また、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、地域と連携し、河川を活かした学習、自然体験活動を推進するとともに、学校教育関係者と連携しながら、学校教育への教材提供を進める。

「子供の水辺」での活動



親水緑地と周辺の自然干潟を活用した「干潟フェスタ」
(熊本県、熊本港)



カヤックからのアマモ移植体験
「海の勉強会」
(青森県、青森港)



(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

都市公園等における環境教育の推進

A

1. 平成28年度の実績

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行った。

2. 平成29年度の取組

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を引き続き推進。

3. 評価

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行っており、環境教育等が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き上記の施策を行う

エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大

A

1. 平成28年度の実績

(魅力創造事業)

○アルプス山岳郷DMO主導による国立公園の周遊観光の確立
長野県松本市において、モニターツアーの造成やネイチャーガイドの育成、地元放送局とのエコツーリズム番組の制作等の取組を支援した。

2. 平成29年度の取組

(魅力創造事業)

○Link FAN & FUN ～奥伊勢へ 仲間をつなぐ ワクワクをつなぐ～
町内全域がユネスコエコパークに指定されている三重県大台町において、
地域資源を活かした野外の滞在コンテンツの造成や、それを活かした地域の魅力の発信等のためのマーケティング調査を支援した。

(テーマ別観光による地方誘客事業)

○エコツーリズムへのインバウンドの誘客を図るため、ターゲットとなる客層を把握することを目的とした空港でのアンケートや、JNTOの海外の現地外国人スタッフを招いてのモニターツアー等の調査を支援し、的確な海外への情報発信につなげた。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

「テーマ別観光による地方誘客事業」等において、エコツーリズム促進の取組を対象として選定した場合に引き続き支援していく。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

多様な主体の連携協働の促進

A

1. 平成28年度の実績

多様な主体が連携した生物多様性保全活動が推進されるよう、社会資本整備分野における新たな活動事例等があれば、国土交通省の環境ポータルサイトを適宜更新した。

2. 平成29年度の取組

多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、有識者等による検討会を開催、今後の課題や具体的な取組をとりまとめた報告書を作成、公表した。

3. 評価

多様な主体が連携した生物多様性保全活動の推進に向け、今後の課題や具体的な取組の明確化により、施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後の課題や具体的な取組について、関係省庁と連携し取り組んでいく。

企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

A

1. 平成28年度の実績

企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の取組を普及・推進しているところである。SEGESには、①事業者が所有する緑地の優良な保全、創出活動を認定する、既存緑地版SEGES「そだてる緑」、②開発、建築に伴う優良な緑地環境計画を認定する、都市開発版SEGES「つくる緑」、③快適で安全な都市緑地を提供する取組を認定する、「都市のオアシス」認定の3つのシリーズがある。

平成28年度は「都市のオアシス」認定について15箇所を認定。

2. 平成29年度の取組

既存緑地版SEGES「そだてる緑」について3箇所、「都市のオアシス」認定について9箇所を認定。

3. 評価

着実に認定件数を増やしていることから、対策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続きSEGESの取組を推進する。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく国土交通省実施計画による環境対策の推進

A

1. 平成28年度の実績

「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的に取組を実施。

2. 平成29年度の取組

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先的に取り組む。

※平成28年度に新たな政府実行計画が策定され、温室効果ガス排出量については、2013年度を基準として2030年度までに40%削減することを目標とし、また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すことから、国土交通省としても同計画に基づき温室効果ガスの排出削減目標を目指すこととする。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、新たな国土交通省実施計画による環境対策を推進するため、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先して取り組む。

政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

A

1. 平成28年度の実績

関係府省の施設管理者等に対して、会議・研修等で、新たな政府実行計画の周知を図ると共に、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供等の技術的支援を行い、省エネ等に関する意識の向上を図った。

2. 平成29年度の取組

各種会議や研修等で関係府省が行う取組について情報共有するとともに、政府実行計画について環境省等と連携し、関係府省に対して周知を行った。

また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供等の技術的支援を行った。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き官庁施設における温室効果ガス排出抑制に関する技術的支援を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 項目7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 項目7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 項目7-3 気象情報による環境貢献の高度化
- 項目7-4 地球地図の整備による環境貢献
- 項目7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

海運分野における国際的枠組み作りと技術研究開発・新技術の普及促進の一体推進

A

1. 平成28年度の実績

- 国際海事機関(IMO)において、日本主導の下、燃料消費量等の運航データを報告させる新制度(各船舶の燃料消費実績の「見える化」)を導入する条約改正案が採択された。
- 国際海運からの温室効果ガス(GHG)排出削減目標やその実現のための今後の対策等を定めるIMO GHG削減戦略を平成30年までに策定することが決定された。
- 船舶からの硫黄酸化物(SOx)、粒子状物質(PM)排出規制として、燃料油中の硫黄分濃度を現状の3.50%以下から2020年に0.50%以下に強化することが決定された。また、海運事業者等がSOx規制強化に円滑に対応できるよう、関係省庁及び石油業界も含めたオールジャパンによる「連絡調整会議」などを順次設け、関係者との情報交換、対応方策の検討などを開始した。
- 我が国海事産業の国際競争力強化を後押しし、地域経済・雇用の拡大を図るため、CO₂の更なる削減の実現に向けた技術開発に対する支援を実施し、革新的な技術基盤を確立した。

2. 平成29年度の取組

- IMO GHG削減戦略の策定に向けた審議において、具体的な削減目標やその実現のための対策等を取りまとめの上、世界に先立ち提案し、国際交渉を主導した。
- IMOにおける我が国の主導的立場を更に強化するため、海洋環境保護委員会(MEPC)の平成30年の議長に初めて日本人が選出された。
- LNG燃料船等の環境負荷低減に資する代替燃料を使用した先進的な船舶等の開発や普及を促進するため、平成29年10月1日より先進船舶導入等認定制度を新たに開始した。また、同計画の策定に対する支援を実施した。
- 2020年からの船舶の燃料油硫黄分濃度規制強化を受け、同規制が遵守されず、外航海運の競争条件が不当に歪められることがないように、IMOにおいて我が国の提案等を盛り込んだ統一的なガイドラインの策定に向けた審議を本格的に開始した。また、引き続き、「連絡調整会議」などの各種会議を8回開催し、海運事業者等がSOx規制強化に円滑に対応できるよう議論を深めている。

3. 評価

- 我が国は、これまでIMOにおいて、国際海運分野の温暖化対策に係る主要な議論(燃費規制、燃料消費実績報告制度、IMO温室効果ガス削減戦略等)を主導し、着実に成果を得ている。
- IMOの規制に対応する技術を確立するため、船舶からの更なるCO₂排出削減に寄与する技術開発支援の実施により、革新的な技術基盤の確立への取り組みも着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- 今後、IMOにおいて、燃費規制の段階的強化に関するレビューのための審議や、ロードマップに基づくIMO GHG削減戦略の策定に向けた審議が行われる予定のところ、引き続き、国際的枠組み作りを主導し、CO₂排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上に資する。
- SOx・PM規制強化については、関係業界が円滑に対応できるように各種情報共有を強化するとともに、競争条件の確保に向けた国際的な不正防止対策の策定等に引き続き取り組む。さらに、SOx・PMだけでなくCO₂や窒素酸化物(NOx)も大幅に削減可能な環境に優しいLNG燃料船の普及に向けた取り組みを実施する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

航空分野における国際的枠組み作りの主導的参加と 先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

A

1. 平成28年度の実績

平成25年9月24日～10月4日にモントリオールにて開催された第38回ICAO総会において、①削減目標、②国別行動計画、③各国への支援、④技術面及び運航面の対策、⑤代替燃料、⑥経済的手法(MBM)等の今後の方向性を包括的に示す総会決議A38-18が採択された。特にMBMについては、主要セクターとしては世界で初めて世界的なMBM(GMBM)の構築が決定された。

上記を受け、2020年からのGMBMスキームの実施に向け、ICAO内に必要な会議体を設置して検討を進めてきたところ。5月には全加盟国を対象とするハイレベル会合が開催された。その後、8月に全加盟国を対象としたハイレベル会合を開催し、総会作業文書ととりまとめ、9月27日から開催された第39回総会において議論し、10月6日にGMBMの具体的内容を定めた決議を全会一致で採択した。

2. 平成29年度の取組

平成28年度に引き続き、2021年からのGMBM実施(MRVIについては2019年1月より開始)に向け、詳細なルールを規定する附属書改正案を平成30年中にICAO理事会にて採択できるよう、専門家レベルによる技術的検討を行い、9月に行われた航空環境保全委員会(CAEP)ステアリング・グループ会合において、GMBM実施に必要なルール及び手順について定めた案について一致した。

3. 評価

GMBM実施の詳細なルールを規定する附属書改正案を平成30年中にICAO理事会にて採択できるよう、議論に参画し、平成31年1月より開始に向け、着実に作業が進んでいると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

GMBM実施のための詳細なルールについては、第212会期ICAO理事会において条約附属書の改正案として審議され、全締約国に対し意見照会している。

CO2排出基準について、2020年1月1日からの適用開始に向け、平成29年2月から行われた第210会期ICAO理事会で採択され、同年7月に発効した。今後も、国交省として、航空業界と連携の上、引き続き適切に取り組む。

下水再生水利用等における国際標準化の推進

A

1. 平成28年度の実績

ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、日本が議長を務め、リスクと性能の評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。

2. 平成29年度の取組

ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、日本が議長を務め、ポルトガルやスペインで開催された会議に参加し、リスクと性能の評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。

3. 評価

リスクと性能の評価方法等に関する国際規格の平成30年度中の策定に向けて、専門委員会(TC282)にて、策定作業が着実に進んでいると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成30年度中の策定に向けて、専門委員会(TC282)にて、継続して議論

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進

国際的な議論への参画

A

1. 平成28年度の実績

国際会議への積極的な参画

以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードした。

- ・第7回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(平成28年6月:オランダ・ハーグ)
- ・ASEAN+3水担当大臣フォーラム(平成28年7月:シンガポール・シンガポール)
- ・ストックホルム世界水週間(平成28年8月:スウェーデン・ストックホルム)
- ・IWA2016国際水会議(平成28年10月:オーストラリア・ブリスベン)
- ・ブダペスト水サミット2016(平成28年11月:ハンガリー・ブダペスト)
- ・第8回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(平成29年1月:モロッコ・ラバト)
- ・アジア河川流域機関ネットワーク総会(平成29年2月:インドネシア・ジャカルタ)

2. 平成29年度の取組

国際会議への積極的な参画

以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。

- ・第9回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(平成29年7月:フランス・パリ)
- ・ストックホルム世界水週間(平成29年8月:スウェーデン・ストックホルム)
- ・第10回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(平成29年11月:オーストリア・ウィーン)
- ・第40回日韓河川及び水資源開発技術協力会議(平成29年11月:韓国・ソウル)

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今年度以降も様々な水に関する国際会議において世界の水問題に対する議論に参画する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）での国際協力

A

1. 平成28年度の実績

日本海及び黄海等における海上での油等流出事故への対応のため、NOWPAPが実施する合同油等防除訓練への参加や大規模油汚染等対策について近隣諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んだ。

なお、我が国は2003年に事務局を国内(富山市)へ招致するとともに、国土交通省は富山県と外務省と共にその活動に協力している。

2. 平成29年度の取組

平成28年7月に中国・威海において実施された第6回合同油防除訓練に参加した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

東アジア海域環境管理 パートナーシップ（PEMSEA）への貢献

A

1. 平成28年度の実績

平成27年6月にフィリピン・マニラで開催された「第7回東アジア海域パートナーシップ会議」に参加するとともに、東アジア各国より700人以上が参加し、同年11月にベトナム・ダナンで開催された閣僚級の会合「東アジア海洋会議2015」にも参加し、その活動に貢献した。

2. 平成29年度の取組

2016年7月にフィリピン・ボホールで開催された「第8回東アジア海域パートナーシップ会議」や同年12月に中国チンタオ市で開催された「第18回執行委員会」に参加し、その活動に貢献した。

3. 評価

東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ」に参画することにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境の維持・改善に貢献している。

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法 (CASBEE)の開発・普及

(新築住宅)

C

(新築建築物)

A

1. 平成28年度の実績

住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)の開発・普及を推進した。

2. 平成29年度の取組

建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及を推進した。また、「CASBEE-HI(ヒートアイランド)」について、新しい建材や設備の扱い等を踏まえ、改定を行った。

現在、24の地方自治体で、建築新築の届出時にCASBEEによる評価が義務付けされている(平成28年7月時点)。

3. 評価

1-7 新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

A

1. 平成28年度の実績

＜国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導＞

- 平成28年5月にオランダで開催された第7回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。
- 平成28年11月にインドネシアで開催された第8回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。

＜気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催＞

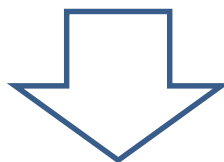
- 平成28年12月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水・防災分野に係るワークショップを開催。
- 平成29年2月に、日本国国土交通省とミャンマー国防災関係3省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水・防災分野に係るワークショップを開催。
- 平成29年2月に、日本国国土交通省とインドネシア国公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水・防災分野に係るワークショップを開催。

＜二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換＞

- 平成28年8月に開催した第39回日韓河川及び水資源開発技術協力会議において、水防災意識社会再構築ビジョンや渇水への取組等について意見交換を実施。
- 平成28年10月に開催した第12回日米治水及び水資源管理会議において、水防災意識社会再構築ビジョンや渇水への取組等について意見交換を実施。
- 平成28年12月に開催する第5回日EU防災協力会議において、水防災意識社会再構築ビジョンや渇水への取組等について意見交換を実施。

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「気候変動リスク情報創生プログラム」に参画し、フィリピン・パンパンガ川、インドネシア・ソロ川、メコン川下流域、チャオプラヤ川、パキスタン・インダス川における、気候変動による洪水および渇水リスク変動について研究活動を実施。
- 土木研究所ICHARMにて、以下の研修プログラムを実施。
 - ・博士課程プログラム「防災学」(政策研究大学院大学、H28年度3名博士号取得、2カ国2名新規入学)
 - ・修士課程プログラム「洪水防災」(JICA・政策研究大学院大学、H27-28年度コース10ヶ国13名、全員が修士号を取得、H28-29年度コース8カ国9名入学)
 - ・短期研修「統合洪水解析システム(IFAS)を活用した洪水対応能力向上」(JICA、H28年度8ヶ国 18名)
- 土木研究所ICHARMは、平成26年7月からミャンマー政府の能力強化を通しての都市の持続的な発展を目指す、アジア開発銀行(ADB)の地域技術協力「都市管理に関する技術移転」(TA8456)を実施。平成28年度はミャンマーの3都市を対象に洪水や高潮ハザードマップの作成、洪水被害評価、降雨流出氾濫(RRI)モデル及び高潮モデルの研修やトレーニングテキストの作成などを実施。
- 土木研究所ICHARMは、平成27年度からユネスコとパキスタン政府と連携したプロジェクト「Strategic Strengthening of Flood Warning and Management Capacity of Pakistan」のフェーズ2を開始。インダス川の大部分を網羅する洪水予警報システム(Indus-IFAS)の機能拡張や研修などを実施。



柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

2. 平成29年度 of 取組

＜国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導＞

- 平成29年5月に中国で開催された第9回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。
- 平成29年7月にアメリカで開催された第3回 国連水と災害に関する特別会合に技監が出席。
- 平成29年9月に韓国で開催された第10回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に国土交通大臣政務官が出席。
- 平成29年12月にミャンマーで開催された第3回アジア・太平洋水サミット(APWS)に国土交通大臣が出席。
- 平成30年3月にブラジルで開催された第8回世界水フォーラム(WWF)に国土交通大臣政務官が出席。

＜気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催＞

- 平成29年10月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水・防災分野に係るワークショップを開催。
- 平成30年1月に、日本国国土交通省とミャンマー国防災関係3省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水・防災分野に係るワークショップを開催。

＜二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換＞

- 平成29年11月に開催した第40回日韓河川及び水資源開発技術協力会議において、水防災意識社会再構築ビジョンや渇水への取組等について意見交換を実施。

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ川、インドネシア・ジャワ島の河川流域を対象に、両国政府機関と連携しながら、気候変動による影響の分析および適応策について研究活動を開始。
- 前年度に引き続き、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。
- 土木研究所ICHARMによる「Strategic Strengthening of Flood Warning and Management Capacity of Pakistan」のフェーズ2において、Indus-IFASの精度向上・改良を継続して実施。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 前年度に引き続き、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

環境共生型都市開発の海外展開支援の推進

A

1. 平成28年度の実績

平成28年度は、前年度に引き続きミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行ったほか、ベトナム及びタイにおけるTOD型都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市開発の魅力発信に係る調査等を実施した。

2. 平成29年度の取組

平成29年度は、前年度に引き続きミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行ったほか、インドネシア及びタイにおけるTOD型都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施している。

3. 評価

「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、日本型都市開発の推進のため、平成29年度はミャンマー、インドネシア、タイ等における各種調査等を実施しており、海外交通・都市開発事業推進機構(JOIN)による出資案件が4件大臣認可されるなど、対策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、日本型都市開発の海外展開を推進する。

下水道分野における国際展開の推進

A

1. 平成28年度の実績

日本の技術と経験を活かし、諸外国の下水道事業の発展に貢献するため、研修・セミナー等による人材育成支援(ベトナム、インドネシア等)や下水道推進工法関連規格策定支援(ベトナム)を実施した。

2. 平成29年度の取組

引き続き、研修・セミナー等による人材育成支援(ベトナム、インドネシア、スリランカ、カンボジア等)や下水道関連法制度や改訂版ベトナム版推進工法基準の作成支援等により、相手国の下水道整備を促進した。また、第3回アジア太平洋水サミットでアジアにおける下水道整備等の汚水管理を我が国が主導して一層促進していくため、「アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)」を提案し、設立準備ワークショップを実施し、AWaPを30年夏に設立することとした。

3. 評価

ベトナムにおいて、推進工法を採用した案件が発注されるなど着実に成果が出ていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、インフラシステム輸出戦略等を踏まえ、政府間の枠組みやGCUS、30年夏に設立予定のAWaPの活動を通じ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-3 気象情報による環境貢献の高度化

項目 7-4 地球地図の整備による環境貢献

地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

A

1. 平成28年度の実績

従来より取り組んでいた観測に加え、雲の監視による台風・集中豪雨等への対策を目的とした静止“気象”衛星に、地球環境監視機能等、新たな機能を付加した静止“地球環境観測”衛星の運用に向け、平成20年度から外部有識者を含めた検討を行い、平成26年度に静止気象衛星ひまわり8号を、平成28年度に同9号を打ち上げ、それぞれ運用を開始した。

2. 平成29年度の取組

ひまわり8号・9号により着実な観測を継続した。

3. 評価

ひまわり8号・9号による観測は、以下の点から技術力を活かした環境貢献の高度化を推進していると評価できる。

- ・ 台風の進路予測や注意報・警報、日々の天気予報など気象庁が発表する各種情報の基礎データとして利用され、自然災害の防止・軽減に寄与している。
- ・ 海面の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の監視に寄与している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、従来行っている陸海空からの地球環境観測に加え、気象衛星による観測を行っていく。

地球地図プロジェクトの推進

B

1. 平成28年度の実績

- ・ 地球地図第3版(全球版土地被覆)を公開した。
- ・ 新たに2カ国の地球地図データを公開、1カ国の地球地図データを更新した。
- ・ 第23回地球地図国際運営委員会を開催した。
- ・ 地球地図データを国連に移管し、本施策は終了した。

2. 平成29年度の取組

なし

3. 評価

これまでの地球地図プロジェクトの取組によって、多くの国や地域で地球地図データ整備が進み、地球地図プロジェクトに参加する184の国と地域のうち、122の国と地域の地球地図データが公開された。また、地球地図データはIPCC(気候変動政府間パネル)の温室効果ガス吸収算定に用いる標準土地利用データに登録されるとともに、環境問題の項目として地理の教科書や副教材等に使用された。

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年度で本施策は終了している。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

公共交通におけるビッグデータの活用

A

1. 平成28年度の実績

ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールの一般への提供を行うとともに、発展・高度化に向けた新たなビッグデータ(人口流動統計)の活用についての検討を行った。

2. 平成29年度の取組

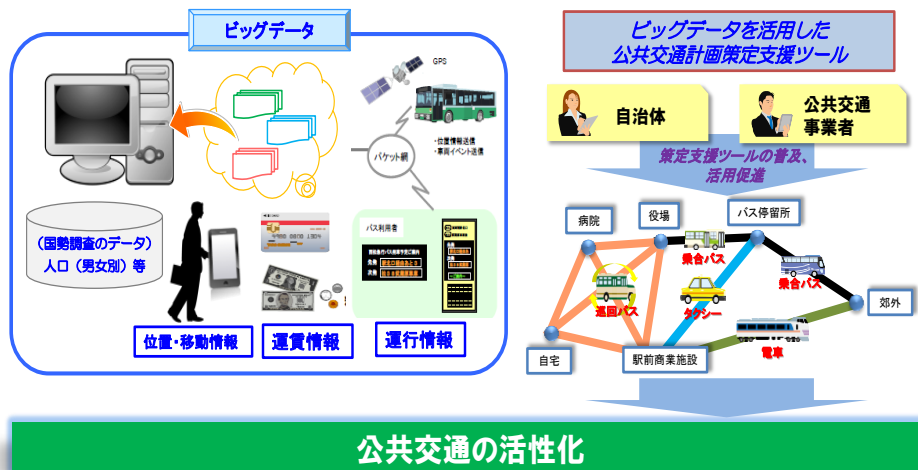
ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールについて、引き続き一般への提供を行うとともに、新たなビッグデータ(人口流動統計)を活用したモデル地域におけるバス事業の経営分析等の試行を行った上で、発展・高度化を行った。

3. 評価

ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールを希望者(地方自治体、民間コンサル等)に提供しており、地方自治体における公共交通計画の策定・変更の検討に活用されるなど、施策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

公共交通計画策定支援ツールの普及、活用促進を行っていく。



ページ	施策
13	・自動車の燃費の改善 ・環境対応者の普及促進等
13	エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備
14	道路交通流対策の推進（高速道路利用率）
16	公共交通機関の利用促進
17	港湾における総合的な低炭素化の推進
18	港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の縮減
19	トラック輸送の効率化
19	共同輸配送の推進
20	モーダルシフト等の推進
22	鉄道のエネルギー消費効率の向上
22	省エネに資する船舶の普及促進
23	航空における低炭素化の促進
24	新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進
31	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト) による省エネ技術の普及 ・下水道処理場における省エネ・省CO₂ 採択の推進 ・B-DASHプロジェクトによる下水道資源の有効利用技術の普及・下水道資源の有効利用による創エネ等の推進
32	燃費性能の優れた建設機械の普及促進
33	都市緑化等の推進
39	下水道資源の有効利用による創エネ等の推進
70	「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進